

第四十八回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第三十号

昭和四十年四月九日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 伊能繁次郎君

理事 永山 忠則君

理事 田口 誠治君

天野 公義君

岩助 道行君

亀岡 高夫君

野呂 恭一君

湊 徹郎君

受田 新吉君

出席國務大臣

大藏大臣 田中 角榮君

國務大臣 高橋 衛君

出席政府委員

内閣法制次長 吉國 一郎君

總理府總務長官 田井 莊一君

宮内庁次長 瓜生 順良君

總理府事務官 並木 四郎君

總理府事務官 村上孝太郎君

總理府事務官 高島 節男君

總理府事務官 向坂 正男君

總理府事務官 鹿野 義夫君

總理府事務官 谷村 裕君

大藏事務官 江守堅太郎君

大藏事務官 谷村 裕君

大藏事務官 江守堅太郎君

大藏事務官 谷村 裕君

大藏事務官 江守堅太郎君

大藏事務官 谷村 裕君

大藏事務官 江守堅太郎君

大藏事務官 谷村 裕君

大藏事務官 江守堅太郎君

大藏事務官 谷村 裕君

大藏事務官 江守堅太郎君

委員外の出席者

大藏事務官

銀行局保険第一課長

中込 達雄君

一課長

専 門 員 茂木 純一君

本日

の会議に付した案件

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正

する法律案(内閣提出第一九号)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内

閣提出第三一号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第二九号)

○河本委員長

これより会議を開きます。

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正

する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、

これを許します。受田新吉君。

○受田委員

この皇室経済法に關連して、まず皇

室に關係あるいろいろな行事を中心にお尋ねして

みたいと思ひます。総務長官がお歸りになられ

て、永山先生がお尋ねになるようでございますか

ら、もっぱら総務長官に質問をします。

皇室の尊嚴、これは民主主義諸國家と同様に、

國民の象徴としての皇室になってきておるのでご

ざいますから、いまさらその尊嚴が昔のいわゆる

神格化した皇室關係でないことは、はっきりして

おる。國民に溶け込んだ皇室という意味でひとつ

お尋ねしてみたいのですが、總理府總務長官は皇

室に關していかなる権限を持っておられるのであ

るか、長官の宮内庁に關する権限關係をちょっと

御答弁願つておきたいと思ひます。

○日井政府委員

總理府に皇室關係の政府の窓口

に権限というものについては、宮内庁長官がおい

でございまして、したがって、宮内庁長官の

ほうで権限ということについてはおありになると

考えます。

○受田委員

そうすると、皇室経済法を審査する

にあつて、総務長官が御所管されておる事項

は、いかなるものでございましょうか。

○日井政府委員

御承知のように、総務長官は内

閣總理大臣を助けて、總理府の府務と法律的には

いつておりますが、これを整理して、したがつ

て、宮内庁方面に關しまして、予算等政府部内

においてこれを分担しておると申しますか、外局

になつております宮内庁のそういう方面の政治

的な面とか、あるいはまた予算等に關して、受け

持つておるわけでございまして。

○受田委員

この皇室経済法の提案理由の説明も

長官がやられたわけですね。そうすると、あなた

は、この法律に對する責任者としては宮内庁長官

よりも重みがあるのではないかと申すのですが、

これはどうでしょうか。

○日井政府委員

宮内庁長官は關係ではございま

せん、そういう意味において、政府部内におい

ては總理大臣を助けて總務長官で予算とか法律の

事項等に關しましては分担しておる、こういう

ことになるかと考えます。

○受田委員

總務長官の任務は、「内閣總理大臣

を助け、府務を整理し、並びに總理府(法律で國

務大臣をもつてその長に充てることと定められて

いる機關を除く)所管の事項について、政策及び

企画に參照し、政務を處理し、各部局及び機關の

事務を監督する」というこの規定は、宮内庁の長

官は國務大臣に充てないのだから、この規定から

○受田委員

先ほどえらい遠慮されておられるか

ら、これはあなたの任務を十分自覚しておらなけ

ればなりませんよ。あなたは偉大な権限があるの

ですよ。國務大臣をもつて充てた経済企画庁とか

防衛庁とかいうのは違つて、宮内庁に對してあ

なたの監督權が行使できる府務を整理する責任が

あるわけですね。所管事項について企画にも參照で

きる、こういう非常にあなたは重大な任務をお持ち

になる必要はない。したがつて、宮内庁に關する権限

關係といへば、ちゃんと権限があるのですよ、監

督權といへば、したがつて、ここで御答弁いた

だくことについても、宮内庁については、總務長

官として單獨に責任のある発言ができるわけなん

です。よろしくございましてね。したがつて、そ

の前提のもとにいまからちよいとお尋ねすること

があるのです。

皇室に關するいろいろな行事、それから天皇の

御地位に伴うところのいろいろな施策、こういう

ものについてすでに天皇の國事事項の委任法とい

うのも生まれてきた。これは前の徳安總務長官の

手でやられたわけですね。

そこで具體的にお尋ねしたいのでございまして

が、天皇の國事事項の委任法というものが生まれ

てきた以上は、これの効果をあげなければならぬ

わけですね。法律ができただけでは意味をなさな

いわけですね。意味のないような法律をつくつても、

意味がないことになるのです。これを効果あらし

めるためにあなたは總理大臣を助ける地位にある

わけですね。總理府の長は總理大臣ですからね。そ

うですね。だから、それを助けるあなたは、ここ

で発言ができるわけですね。天皇陛下にひとつ國

際として海外がお招きいただけるような國々がある

場合には、進んで皇太子御夫妻でなくして、天皇

皇后兩陛下が代表してお出かけになるという事例

を、すでに生まれた法律に基づいて、安心して海外に御旅行できる法律ができたのですから、もう実行に移される時期が来ていると思うのです。両陛下をお迎えするのに快しとする国々に対して、いろいろその国々のバランスの問題も一応起こりましようけれども、そろそろそういう事態をおつくりになってほしいのではないかと、いい時期が来ていると思うのです。両陛下のおいでを待っている国々もあるわけですが、英国のエリザベス女王なんかは、ほとんど海外を御旅行されておられる。日本の天皇皇后両陛下、特に天皇さまの場合は不幸にしていままで海外の御旅行に自由を与えられない日本の一番不幸な人であった。海外の御旅行の自由が与えられなかった一番不幸な天皇さまであつたわけですから、ひとつこの辺で長い苦勞を解放してあげると同時に、国際的にも天皇がおいでになるといふことによつて、より一そう国際親善の実をあげ得ると思うのです。そろそろ天皇の海外旅行の計画を立てられる段階に来ておりはしないかと思ひます。御答弁願ひます。

○白井政府委員 お説のように、天皇は海外に御旅行できることにはなつておりますが、それには過去の経験とかそういうものから徴して慎重に検討を要する問題を含んでおりますので、したがつて、これにかつてむしろお若い皇太子殿下御夫妻等がお出ましをいただくほうが適當であろうかという、こういうことで、従来は大体そういうふうにしていたしておつたわけでありまして、

○受田委員 従来のお話を申し上げておるのではない。これからです。法律もできたことだから、この法律が実効を伴うようにしてあげることがある。このことを私は言つておる。過去のことをお尋ねしているのではない。過去はそうであつたから、これからどうするかということをお尋ねしておる。あなたは人格高潔な方であるけれども、やはり総理大臣に人格高潔な方であるけれども、やがて閣議出席権も持つておられるし、発言権もある。認証官でもいらつしやる。すばらしい地位ですよ。先ほど来あなたは非常に謙虚なお氣持

ちを持ち過ぎておるのですが、そのところはすばつと腹をきめて、両陛下に進んで海外に国際親善の目的をもつて御旅行を願ふことは、もう計画にのせられてもいいし、それはどこも具体的には言えないが、そういう方向に持つていくべきだと思ふ。方向を申し上げておる。

○白井政府委員 将来のことに関しましては、もちろんそういう陛下がじきお出ましいただくほうが適當である。そういう場合には、当然そうなるかと考へます。いまのところ、しばらくどういふ予定があるかというように別に計画もございせん。ただ、御承知のように、皇室あたりでは特に従来の伝統を重んじますから、そこで私は過去の従来例を顧みて申し上げたのですが、もちろんおいでになられることはできるわけでありまして、そういう場合もあるかと思ひますが、いまのところそういう予定はないということをお申し上げます。

○受田委員 近代の皇室として旧陋を打破して、新鮮な感覚で皇室外交というのが私は要ると思ふ。それを従来例の伝統ばかり言つておられたんでは、何のためにこの法律ができたか意味をなさぬです。近代の國家です。近代の國家の天皇として自由の皇室外交をおやりになつて、国際親善の実効をあげられるという、そういう時代が来ているのです。宮内庁次長さんも、長い間非常に謹厳な、高潔な御生活をしておられるわけですが、これはやはりいま長官にいろいろと意見をお考へをいただく、古い伝統ということにとらわれなくて、ひとつ國民の中に溶け込んだ陛下という立場から、思い切つた御処置を御進言申し上げるほうが私はいいと思ふのですが、宮内長次長さんどうですか。

○瓜生政府委員 國事行為の委任ができるような法律が昨年できまして、その際にも時の総理大臣から、これはこの際制度を整備する、そういうことが憲法で予想されておる法律であるから、その憲法で予想されておる法律をこの際整備しておく

ためにやるので、特にいふまでもなく、予定してやるのではないという御説明がございまして、われわれもそのつもりでおるわけですが、将来何か適當な機会がありまして、お出かけになるほうがよろしいというように、お出かけになれば、お出かけになることに對してわれわれがいろいろ準備をするつもりでありますが、いまのところはそういうような事例がまだ出ていないわけでありまして、よく外國から元首が何人か来られますと、その御答禮に從來皇太子殿下が陛下の御名代としてお出かけになつておられる。では、あの法律ができたから、これからは御名代でなくて、天皇陛下御自身おいでになつたらどうかというようにあるいは御意見があるかとも思ひますけれども、各國から見えます元首の方の数は、相当多いわけでありまして、現在もまだ御答禮になつていないところがある。現在もまだ御答禮になつていないところは、なかなかないへんであります。ある一國を皇太子殿下がおいでになり、他のほうは陛下がお出かけになるというやうなことで、場合によつては政治的な問題が出てはいけないという点もありません。まあ一般に考へて、この場合は陛下のお出ましかつてもいいやうな機会があれば、お出かけになるように準備したいと思ふので、そういう機会のあることを待つておるというやうなふうにお申し上げていいかと思ひます。

○永山委員 総務長官がすぐお立ちのやうですから、関連して申し上げたいのですが、ただいま受田委員が言いましたやうに、國事委任に關する法律をつくるときには、ただ法案を整備するということではなかつたと思ふのです。やはりこれが死文化することでは意義がないのでございまして、ただいまお説のように、積極的に前向きで御検討を願ひなければならぬ。古い伝統をとうとびながら新しいものを創造するといふ、やはり積極的な方向に宮内庁のほうのお考へが進むことを深く期待するわけですから、総務長官もこの点に對して、積極的に法案をつくりました當時の経緯等をよく御検討の上で、われわれ委員が満場一致で

可決をいたしたものでございまして、死文化しないやうに、一段とひとつお願いをいたしたいと思ふのであります。

ついでに、この場合総務長官の任務はきわめて、重大であるし、また権限も強いものでございまして、から、やはり総務長官は國務大臣にすることに――まあ、あなたにそういうことを言うのはどうかと思ふのですが、そこへいかなければならぬときになってくるのじやないか、こう思ふのです。ことに宮内庁に對する権限も、広範なる権限を持つておると同時に、やはり人事關係においても、内閣には總合した人事管理あるいはすべての指導といふところが無いのです。國家公務員は行管長官であるとか、地方公務員は自治省がやるとか、公共企業體關係はこれは労働大臣だといふやうな状態で、やはりこの人事管理、指導、運営、すべての面に對して、総務長官のところが一元化されて、そうして進んでいくということが好ましいんだからして、認証官でせつ々あるんで、閣議にも出席し、發言するやうな状態になつておりますから、一歩進めて、やはり総務長官は大臣の地位に置くやうに進むことが、非常に好ましいと考へておるわけでありまして、この二点に對し御答弁を願ひたい。

○白井政府委員 現在の法律におきましても、總務府設置法の第十九條に、「總務長官は、國務大臣をもつて充てることができる。」という規定はあるのでございまして、まあ國務大臣の数も現在では限りもございまして、しかし、お説のやうに、最近では特に總理府關係の仕事もいろいろふえてまいりました。そうしてまた、このILOの法案と関連して、国内法の改正におきましても、また設置法との關係において、人事局を總理府に置かれました、人事局をつくつて、人事關係を一応見ることになつております。そこで、今度國家公務員法の一部改正の中に、この「充てることができる」というのを國務大臣をもつて「充てることができる」というのを國務大臣をもつて、現在御審議をいただいておりますこの法案が通れば、國務大

臣、こういうことで、國務大臣定員も一名増して充てることになっております。その点は御了承いたされたいと思ひます。

○永山委員 國家公務員法のILO關係というものに關連せず、やはり總務長官は國務大臣をもつて充てるといふ方向に進むことが好ましい、こういうふうに考へておられるわけですが、これが通らなければ、關連しなければいけないという理由はどこにあるのですか。單獨ではできないのですか。

○日井政府委員 これは國家公務員法を改正する機会に、その中に一部改正として入れたわけであり、從來でも、いま申し上げたように、國務大臣をもつて充てるといふことも、しようとするわけであり、いま申し上げたように、國務大臣をつくるのを機会に、そればかりではありませんけれども、一そう總理府總務長官の仕事もますます重要性を加へつてありますので、この人事局等をつくるのを機会に、今後はその法案さえ通りますれば、國務大臣をもつて充て、こういうことに改正になるわけであり、

○受田委員 長官お急ぎのようですから、長官にだけお伺いをいたします。

あなたは、そういう意味で非常に重責をになつておられます。今度臨調の答申の中でも、また変わった内閣府の構想を盛つておられるけれども、ともあれ現状においては、あなたの権限は非常に大きいのです。そこで日井先生、あなたは、御所管事項である部内、つまり宮内府も含めての總理府部内の政策及び企画に参画する権限を持つておられる。それから事務監督権を持つておられる。そこで政策の中に立法事項が當然入ると思うのですが、問題は憲法の規定、新しい憲法には男女同権がうたつてある。にもかかわらず、それが実行されていらないのは皇室典範という法律がある。この法律の中には、皇位継承権を女子に与えていない。これはかねて私は提唱してきたものであります。これは政策として、男、男女同権という憲法の精神に反する皇室典範という法律が生まれ

ておることは、これは間違ひであるとお考へてはないか、長官としての御見解を伺ひたい。

○日井政府委員 男女同権という見地からすれば、そういう御解釈も成り立つとも思ひますが、これも先刻申し上げたように、皇室におかれましては、特に伝統的慣習というものを重んじられまして、やはりそういう観点からいたしますと、必ずしもそうすることがいかに悪いかということについては、そこに問題もあらうかと思ひます。この点については十分検討を要することだ、かように考へております。

○受田委員 検討を要するという、おもしろいことをおっしゃるけれども、伝統という問題——いまはもう近代的皇室になつてゐるのです。國民の象徴一家になつてゐる。今度でも皇室經濟法の中に、親王、その妃及び内親王とも皇室費の年額は、これは年齢に關係なく、一律に規定されておる。男女同権です。そこへいつてゐるときに、皇位継承権だけを男子に限定するといふやうな封建的なおのが新時代、近代的國家の皇室にあるといふことは、これはおかしいことだと私は思ひます。これは憲法を改正しなくてもよろしい。皇室典範をかえれば片づく問題です。政策としてこれは大事なことだと思ひます。どうですか。そのことは政策として検討をすべき問題だと思ひますか。

○日井政府委員 從來日本の歴史を見ましても女帝といふこともあつたように承知いたしてありますが、お説のように、皇室典範でそういうことになつておられますし、また日本におきましても、当面、そういうやうな解決を急に要する問題でございせんが、やはり陛下がいらっしゃる際には、男子である陛下が御繼承なさるということとは、これは英國でも女帝はあらまされども、もちろん男子のあられる場合には男子である王子が繼承される。こういうやうに私も承知いたしております。

○受田委員 皇祖天照大神は女神さまであつた。それから御存じのとおり女帝は皇極、齊明天皇を

はじめとし、また孝謙、稱徳天皇も女帝であり、明正天皇も女帝であるし、徳川時代になつても、後桜町天皇が女帝としておられる。とにかくこういうふうにして、伝統からいへば明治の時代に男系の男子といふことで制限されたのです。しかも明治の思想は、皇嫡子と皇庶子を分けてやるというやうなおかしな典範までできておる。だから、明治のいき方は私は家庭道徳を破壊するいき方があると思ふ。皇嫡子と皇庶子を分けて、皇嫡子みならざるときは皇庶子に及ばずといふやうな規定ができておる。こういうやうな規定は、もういまはとるべきではない。皇祖が女帝であつた。歴代適当なときには女帝がおられる。いゝや憲法が男女同権をうたつておる今日、女帝を否定するやうな根拠はどこにもないです。伝統からいへば、世界各國の歴史からいへば、そして國民に眞に女性の權威を高める意味においても、いま当面必要がないとおっしゃるの、これは話のほかです。筋としては、皇室典範に女帝を置くといふ政策を持つといふことは、筋として通ると思ひません。

○日井政府委員 これはいま申し上げましたやうに、確かに一つの御意見としてあり得ることです。そこで今後ひとつこれらの問題を慎重に検討して、象徴であられる天皇でございまして、やはり國民感情等もいろいろ考慮することも必要でございまして、また將來をうすべきであるといふ結論が検討の結果出てまいれば、そういうことにならうかと思ふのであります。

○受田委員 その女帝の問題は、今度政府が考へておられる公式制度調査会の中に入る問題ですか、どうですか。

○日井政府委員 現在は、これはその中に入つておらないやうに聞いております。

○受田委員 これはあなたのほうで、公式制度調査会については、藤枝先生もそう仰せられており、それから徳安先生もそう仰せられておる。何かつづつおられるんじゃないかと思ふのだけれども、一向ぱつとしないのです。そこで長官、

ひとつあなたの御任務として、すばつとりつぱな機関をおつくりになることはどうですか。(賛成だ)と呼ぶ者あり)みんな賛成しておられる。

○日井政府委員 公式制度等調査会のことですが、これにつきましてもは私どものほうでもできるだけすみやかにすることがよろうかと考へて、現在いろいろ研究中でございしますが、四十年間においてはいろいろの都合で一応見送りしましたのですが、これも、私はいまお話ししたやうな問題、そのほか公式制度については、いろいろ海外の公費等のおいでの際の儀式的な問題とか、これらについてはすでに一応閣議等においてそれぞれできることはいたしておられますけれども、やはりひとつ公式制度等調査会をつくらうといふ問題、調査、検討することが必要だ、こういうふうな考へておりますので、できるだけ近い將來に私どももこれをつくりたい、こうは考へておるのでございします。

○受田委員 近い將來につくりたいといふことで、前に藤枝さんは、ひとつつづくと申しておられる。自來長官が何回かかわられて、現長官は近い將來につくりたいといふやうなばくとしたお答えをなさつておられる。これは残念です。長官、閣議令という勅令が現在生きておると思ひますか、死んでおると思ひますか。

○日井政府委員 どうもその法律になるとあれですが、その閣議令といふやうなものは、現在は生きていないといふやうに聞いておられるわけではございします。

○受田委員 法制局がおられましたら、ちよつと御答弁願ひたい。大正十五年に公布された勅令第三百二十四号閣議令は、いま長官が言うやうに、もう今日廃止されておるのですかどうですか。

○吉國(一)政府委員 これは日本國憲法施行の際、現に効力を有する勅令の規定の効力等に関する政令、これに基づきまして、昭和二十二年十二月三十一日限り失効してゐるものとわれわれは解釈いたしております。

○受田委員 そうしますと、この現行法令輯覧の

族の方々も費用の面がおふえになるといふ面が出てまいります。そういう点。それから第三は、各官家で雇っておられる職員がありますが、その職員の人件費というものは、これは公務員の給与のベースアップに伴うてやはりこれを上げておいてならなければならない。最近の官家の職員の給与の増徴を見ますと、相当改善しないと公務員と同じようにならないという点もございします。その三つの理由でございします。

それから次にお尋ねの内廷費のほうは今度は増額をいたさないで皇族費だけを考へていふという点の理由であります。内廷費につきまして、これもやはり実質上いろいろ経済情勢の変化に応じて費用がおふえになるといふ点がございします。ですが、しかし、昨年の秋に義宮様が御結婚になつて常陸宮家を御創立になりました。従来内廷におられました義宮さん関係の経費が要らなくなつて、それだけの経費の余裕が出てまいりましたので、その余裕を考へますと、経済情勢の変動に伴うてこの費用がよけいお要りになるといふ点がカバーできるといふようなことで、したがつて、特に内廷費については増額を考へなくてもよろしいということでございます。

それから第三のお尋ねの、各官家の親王、内親王で独立してないで宮家においでになる方については、そういうお子さんは、従来の規定ですと、全部同じように定額の十分の一ということになつておりましたが、成年に達せられましてもやはり十分の一ということでは、実際問題としてその点に適當でない点があるというふうに思われたわけでありまして。成年に達せられまして、いろいろの行事に親王、内親王はお出ましになります。御交際の面でも、成年に達せられまして、成年に達したという御資格でございします。そういうことで、成年に達せられまして必要な経費がふえてまいりますので、そこで従来の十分の一と考へておつたのを十分の三というふうな増額をしていただくことが至当だと考へられまして、十分の三に

改めていただきたいということでございます。

○永山委員 次に、皇居造営関係でお尋ねします。新宮殿の造営は、どのように進んでおりますか。さらにまた、皇居付属庭園の整備等は、どういうようになっておるか。また、新宮殿造営のための寄付等は、どういふふうな取り扱ひになっておるか、それをお聞きしたい。

○瓜生政府委員 宮殿の造営の進捗状況でございますが、昨年の六月の末に起工式がありまして、それから実際の工事にかかつております。現在はいぶ進んでおりますが、この宮殿は、最初の予定は三十九、四十、四十一、三年度のうちに完成をしようということに着手いたしましたのですが、現在実際の進行の状況から見ますと、四十一年度、つまり暦で申しますと昭和四十二年の三月三十一日までには、完成はちょっと無理かと思ひます。特にいろいろな仕上げの關係、内装の關係などは、少し残ると思ひます。それで、いまの見込みでは、四十二年の夏かおそくては秋ごろに仕上がる、四十二年度にとつと入るといふことになるかと思ひます。この工事につきましては、關係の人が鋭意誠心誠意やつておられますから、その進行の状況はちよつとおくれておりますけれども、別に特にこういう点が不都合な点があつておくれしておるわけではございません。

なお、この宮殿の造営の経費の關係ですが、三十九年に出発した際には、宮殿の関連経費全部合算すると九十二億くらいを一応考へて、第一年度は十五億というところで出発したのであります。しかしながら、実際の模様を見ますと、その後のいろいろな資材の値上がり、労賃の値上がり、そういうような問題もいろいろ出ております。それから最初には、内装、つまり仕上げのこまかい点の設計がまだできていないままに、一応の概算でこの総額の大体の見込みをつけたわけでありまして、その内装の關係におきましていろいろ専門の方と検討いたしてまいりました結果、初めに考へたよりは、そういう仕上げ、内装の面なんかでも少しよけいに経費がかかりそうな面がございま

す。したがつて、この竣工までの総経費は、三十九年に出発したときの見込みよりは幾らかふえることになると思ひます。いづれにしても、総額は百億をこすと思ひます。これはなお大蔵省の主計局なんかでもいろいろ行つてもらひまして、どれだけふえる見込みであるかといふことは、主計局のほうとよく相談の上でできたいと思つております。そういう状況でございます。

それから、皇居の東側地区のほうを皇居の付属庭園として整備するといふ關係でございますが、このほうも現在整備の工事を進めております。この付属庭園が完成いたしますと、この付属庭園につきましては、皇室で御使用にならない場合は、原則として一般に公開するということに考へられて整備されておるわけでありまして、したがつて、できるだけ早く整備されて一般に公開することができるようになつたいといふことで、われわれも努力してまいりましたが、最初の予定よりもこれもちよつとおくれます。最初の予定では四十年度いっぱいくらいに完成したいと思つておりましたのですけれども、いまの見込みでは、ちよつと二年ばかりおくれて、四十二年度に完成する。これはあそこ東側地区の中に他官庁の施設が残つておるわけでございます。内閣文庫ですとか、恩給局の關係ですとか、皇宮警察の施設を移さなければいけないものがございします。そういうようないろいろな他官庁の施設等をかわりに別のところにつくられるような關係が、やはり最初に考へられたよりは幾らかおくれがちなものですが、したがつて、そこあたりの整備もおくれるといふようなこともありまして、この付属庭園のほうも公開ができるようにちよつと整備するのは、完成するのはややおくれます。しかし、現在鋭意その整備を進めておるわけでございます。

それから第三のお尋ねの、皇居造営に対する一般の國民の方からの寄付でございますが、三月末現在では五千四百万円ばかりの御寄付がございします。この御寄付の点は、これをどういふふうに使ふかといふ問題がございしますが、これは御寄付に

なつた分での部分ができたということがわかるようにしたいと思つております。まだどの部分といふことはきまつていませんが、最後のほうの仕上げの裝飾面あるいはいろいろな設備の面で、この部分を寄付金によつてつくるといふことをきめたいと思つております。そういうような状況でございます。

○永山委員 予算の不足は鋭意よく政府と折衝されまして、やはり予定どおりすみやかに実現することを期待いたしておきます。

なお、皇居奉仕でございますが、あれは非常に國民も感激いたしてうるわしい現状でございますが、申し込みが非常に多いのでございしますから、あれを口を四日間を三日くらいに短縮して、回転率をよくして國民の熱意と希望にこたえるようにするといふことは、どういふふうにお考へてございまいしょうか。

○瓜生政府委員 その点はなお十分検討してみたいと思ひますが、ある程度の期間——いま四日と考へておりますが、おいでになつて少しなれて、そしてお仕事をしていただくというのに、まあ四日くらい来ていただいておりますと、あとのほうは相當なれて仕事をなさつていただいておりますのでよろしいといふようなことがあると思ひますけれども、しかしごく簡単な部分なら、あるいは三日でどうかといふようなこともあるのかもしれない、その点はひとつ十分検討してみます。

○河本委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。伊能繁次郎君。

○伊能委員 今回の経済企画庁設置法の改正理由によりまして、「國民生活の安定及び向上」に関する総合的な施策を強力に推進するため、経済企画庁に國民生活局を設置し、及び國民生活向上対策審議會を改組し、あわせて経済企画庁の職員の定員を増加する等の必要がある。」かように述べて

おりますが、この間の事情について、長官に、昨年度も提案され、今年度も提案された基本の趣旨については私もよく了承できるわけでありますが、とかく新しい役所を設置することによって行き過ぎや摩擦等も起こりますので、今回の設置の理由について一応詳細に承りたい。

○高橋(衛)国務大臣 御承知のとおり、戦後日本は非常な荒廃の焼土のうから立ち上がった、当初は国民に対して何とかしてまず安定した食生活を与えるという必要性から、何よりも経済の復興をはかる、経済の成長をはかるということが急務であつたと存じます。また、その後さらに時代の変転とともに、日本が資源に乏しい国柄であるというふうな関係からいまして、どうしても貿易に依存せざるを得ない。しかも開放経済を前にして、開放経済体制に入らなければ貿易のこれ以上の伸展が非常に困難であるというふうな時点に迫られておるといふような事情もございしましたために、経済の成長というところに経済政策の重点を置いて今日までずっと推進されてきましたことは、御承知のとおりでございます。しかし、国民生活の水準も、また経済の水準も、全体として漸次相当急速度に成長してまいりました。したがって、いわゆる佐藤総理の言われるところの人間尊重の精神と申しますか、経済成長の成果を国民の福祉に結びつけるという面から、国民生活という面から政治を大きく考え直してみ、見直してみたいわけでございます。佐藤総理がいわゆる社会開発ということを出された趣旨の根本の精神も、またそこにあろうかと考える次第でございます。もちろんこの事柄は、こゝ二、三年前からそういう必要性が漸次国民の間にも要望されてまいりましたし、また政府内部においてもそういう必要性が漸次強く要請されてまいりました。うな次第でございます。そんな関係から三十九年度の予算においてそれが計上され、この委員会に設置法についても提案されましたことは、御承知のとおりでございます。

そういうふうな観点から国民生活全体の様子をながめて見ておきますと、もちろん食生活等については相当な充実を見てまいっております。また、その一部面であるところの教育等の面においては、たとえば大学の入学率、これは同年齢層に対して約二〇〇％に近い九・九というふうな率にまで入っております。高等学校の入学率もまた七〇％に達しております。アメリカに次いで非常に高水準にあるという面がございします。また、テレビとかカメラとか電気洗濯機とか、いわゆる耐久消費財の面におきましても、日本は他の先進諸国に比べてむしろ非常に高水準にあるという状態でございます。ただ、それに関連いたしまして非常に欠陥として痛感されます点は、まず第一に住宅の問題、いま一つは、われわれの国民生活がもつと人間らしくと申しますか、健康にして文化的な生活を営むために必要な条件であるところの環境施設、つまり政府または公共団体が施設すべき部面、上下水道とか、その他ごみの処理とか、汚水処理とか、公害防除とか、そういう面についての施設が非常に立ちおくれであるということを、私どもは痛感をいたしておる次第でございます。

それで、そういう面について根本的に検討を加えて、いかにして経済の成長が国民の福祉に円滑に結びつくかという事柄について十分な検討を遂げまして、そうしてこの問題は伊能先生御承知のとおり、各省においてそれぞれ個々にそれぞれ所管事項として処理されておる事柄でございますが、結果としてそういうふうなアンバランスが出てまいりましたゆえには、政府全体の立場におけるところの総合調整の面が足りないという点に欠陥があったと認めざるを得ないと思つてございします。そういう面から、この際国民生活局をつくって、全般的な、どこに重点を置いてやつくつかという面については、積極的に経済企画庁において企画、立案をし、同時に各省の権限に属する問題について、それぞれ総合調整の仕事をきめこまかくやっていきたい、そういうことに

よつていわゆる経済の成長の成果を国民の福祉に最も適当に結びつけるということをいたしたいのが、今回国民生活局を設置いたしたいということをお提案申し上げました趣旨でございます。

○伊能委員 ただいまの長官の御説明は、たいへん積極的で、しかも前向きな御議論であるので、その点については私も全幅的に賛成でございます。が、具体的な仕事の処理になると、従来必ずしもそういいないというところが非常に遺憾で、私は、経済企画庁設置法第四條、そのうちの十三、十三の二、十四、ことに十四については、経済企画庁設置法第七條に、一、二、三、四、五とあります。そのうちの三に、十四に経済の基本政策云々とありますのを受けて「運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること」とあつて、いまのお話については、消費者行政、国民生活の安定向上という問題と同時に、同じようにそれぞれの主管の省において仕事をしておるその方面も、同様に取り扱われなければならぬと思つてございします。経済企画庁においては、中期経済計画その他つくられました。運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関する事項を計画され、取り扱ったことがあるかどうか、この点を伺いたい。

○高橋(衛)国務大臣 先般、この一月になりました。かねて総理大臣から諮問されました中期経済計画についての答申が昨年の末にございましたので、その中期経済計画を基本的な考え方として、それぞれ弾力的に運用するといふ幾つかの条件をつけたが、政府の方針として閣議決定いたしましたことは、御承知のとおりでございます。しこうして、この中期経済計画は、これは総合的な計画でございます。もちろん運輸関係を全然除外してその計画が成り立ち得るはずはございませんので、運輸に關しても、そういう面を取り入れて、一体として計画をやっております。

○伊能委員 具体的に運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整が、企画、立案されましたか。

○高橋(衛)国務大臣 御承知のとおり、中期経済

計画は、昭和四十三年度において国際収支のバランスを経常収支においてとるといふこと、それから消費者物価を年率二・五％に押えていく、その二つの基本的な前提条件をもとにして、それを達成するために各間の経済運営をいかにしたらいいかということについての答えを求めたような次第でございます。したがって、そういう面からの要請と申しますか、条件が、それぞれその中期経済計画の中に織り込まれておる次第でございます。したがって、そういうふうな精神のもとに織り込まれたのでございしますが、具体的にどこにどう書いてあるかという点につきましては、政府委員からひとつ御答弁いたされたいと思ひます。

○向坂政府委員 お答えいたします。中期計画では、一つは、いま長官申されました貿易外収支のうちの海運収支の改善に関連していろいろ見直しをつくり、それに対する政策を立案いたしました。それは、端的に申し上げますれば、外航船の増強によって海運運賃収入の増加をはかるということに基本にして、貿易外収支の改善をはかる。それは五年間に七百四十万トン余の船腹をつくる必要があるということでございます。

そのほか、社会資本の整備に関連しまして、陸上輸送なり、道路あるいは自動車輸送その他の交通体系のいろいろな整備について、どういふ方向で考えたらいいかということ、社会資本分科会のほうでいろいろ討議いたしまして、その要約したものを答申にして、それが閣議決定になっております。

○伊能委員 私が特にこれを伺いましたことは、先般の高度経済成長政策の際にも、海運——さげん長官の仰せられた、日本の今後の経済成長の基本は、国際収支、ことに前向きの姿勢においては貿易にある。この点は全面的に賛成でございます。したがって、対外的な問題あるいは経済全般の問題についてはそのとおりであり、今度の中期経済計画についても、貿易外収支、海運関係、海運の増強等についての計画は、やや具体的になつて

ておりますが、国民生活、ことに消費者行政、この裏づけになる公共投資、公共資本の問題については、陸上交通、なかならず鉄道、自動車等の交通をどういうように持つていくかというような問題と、その基本の経済成長の問題と、同時に、国民生活局が今後やられようとする政策の面における運賃、料金、公共料金の規制、この問題とは、うらはらになつてお進め願わないと、私は、今日のような現状が起るのではないかと、私は、御承知のように、端的に申し上げますれば、すでに経済企画庁等においても大蔵省と御相談の上で手当てをせられておると思いますが、公共料金中、公営企業については、御承知のように、税金も払わなければ、いろいろな面において法人税その他固定資産税等も払わないでも、東京都でもあんな大きな赤字になる。おそらく今回の運賃値上げによつて、名古屋がややとんと、北海道の札幌の交通局が若干息がつける程度で、その他は公営企業依然として赤字である。民間においては、御承知のように、地方鉄道あるいは地方のトラック、バスいずれも非常な苦難をなめて、無配を何年か続けてきておる。中には、御承知のように、中小私鉄、中小バス、中小トラックが、大企業に買収せられておる。これは、ことをかえていえば事実上の倒産なんです。やつていけないから大企業に吸収される。具体的な例をあげても、栃木県等においては、はじめにやつておるトラック事業なんか一社、あとはみんな大きな電鉄に買収される。やつていけない。こういうふうになつておるわけで、私は、この点で、経済企画庁設置法は、経済企画庁は左の権限を持つておる。ただし、これが施行にあつては法律に従わなければならぬ。運輸省設置法第四條においても、運輸省は左の権限を持つておる。その権限を実施する上においては、法律に従わなければならないと書いてある。法律の内容について、道路運送法第八條には「自動車運送事業者は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする

るときも同様とする。」運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。」と書いてある。その第一号には「能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。」と書いてある。ところが、御承知のように、十四年間は運賃が上げられないで、大部分の会社が無配になり、欠損を生じておる。しかも、これは一昨年から昨年の正月にかけての政府の公共料金の規制というによつて、政府の方針で押えられておる。そうすると、内閣法においても、内閣はもちろんこれは法律に基づいて仕事をしなければならぬ。こういうような状況で、内閣法第三條、第四條、第八條等にもその関連がありますが、そこで私は法制局に伺いたしたのでありますが、国の閣議における行政方針によつて——この適正な利潤を与えなければならないということ、これは法律の義務事項です。義務事項を行政方針で押え得るかどうか、この点を私は法制局から伺いたしたいと思います。

○吉國（一）政府委員

ただいまの御質疑にまともにお答えするような答弁になりますかどうか、ちよつと自信がございませんが、先生ただいま御指摘になりましたように、内閣法によりまして内閣が行政を執行する責任を持つておりますが、これは憲法の六十五條におきまして、行政権は内閣に属しております。また六十六條の第三項によりまして、内閣は、国会に対して連帯して行政の執行について責任を負うわけでございます。その憲法のもとにおきまして、内閣法第二條において内閣の組織を定めておりますが、その中におきまして、たとえば第六條におきましては、内閣総理大臣は行政各部に対していわゆる指揮監督権を持つておりまして「閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」ということが規定してございます。また第八條にまいりますと、いわゆる中止権という規定がございます。内閣総理大臣は行政各部の処分または命令を一時中止をさせまして、内閣の処置によつて最終的な決定をする

というように規定してございます。このような規定の趣旨からいたしまして、たとえば道路運送法に基づきまして運輸大臣が権限を行使されるわけでございますが、その権限の行使につきましても、重要な事項、国会に対して責任を負わなければならない内閣として、これは国政の基本にかかわる重大な問題であるというように認定をされる場合におきましては、その権限の行使につきましても、ただいま申し上げましたような憲法とか内閣法等の規定の趣旨に従ひまして総合的な監督をされるわけでございます。その監督の方針をいたしまして、先般来いろいろ閣議了解とか閣議決定によりまして、道路運送法のみならず、およそ公共料金に関する処分につきましては、一定の拘束が加えられたわけでございますが、この拘束といえども、ただいま先生御指摘のございました道路運送法の第八條第二項におきまして、自動車運送事業の運賃、料金の認可の基準が規定してございますが、この認可の基準は、これは法律上の基準でございます。認可をするにあたりましては、当然その基準に従つて処理をしなければならぬ。ただ、その基準に従つて処理をするにあつたて、運輸大臣がものをいかに考えるかというところにつきまして、内閣の行政統一保持のために調整に服するということだろうと思ひます。

○伊能委員

御説明はそれとおりだろうと思ひますが、具体的な問題について入つてまいりたいと思ひますが、内閣の調整に服さなければならぬということと法律の義務事項との限界が、どこにあるか。と同時に、総合調整とは具体的にどういう範囲をいうものであるかということ、法律上の御説明を願ひたい。

○吉國（一）政府委員

これは個別具体的な行政の問題としてあるいは原局のほうからお答えいたしたいほうがいいかもしれませんが、法律的に抽象的に申し上げますならば、この第八條第二項の基準に従ひまして運輸大臣が処分をされる場合におきまして、先ほど御指摘のございました「能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適

正な利潤を含むものであること。」ということの認定につきましても、運輸大臣が一定の認定をされるわけでございますが、その認定のしかたにつきまして内閣としての総合調整が働くということであらうと思ひます。もちろん総合調整をいたしたとしても、法律によりまして基準が定まつておりますわけでございますから、その基準の範囲内におきまして、いかなる認定をなすかということについて総合調整が行なわれるわけでございます。おのずからそこには限界があるということになると思ひます。ただ、事は抽象的な字句の解釈の問題でございます。能率的な経営と申しましても、何をもちつて具体的に能率的な経営と言ふか、これは私、法制局でございますので、詳細なことは存じませんが、その経営の内容分析をいたしまして、はたしてこれで能率的なものであるかどうかということについて、当然認定が行なわれるものと思ひます。また「適正な利潤を含む」という字句につきましても、その適正な程度はいかなるものであるかということは、諸般の経済的条件をいろいろ比較勘案いたしまして決定されるわけでございますので、その間にはおのずから若干のいわゆる法規裁量の余地があるわけでございます。その法規裁量の範囲内におきまして、いかに具体的に運賃なり料金なりを決定するかということにつきましての総合調整でございます。したがって、抽象的には、法律の定める基準の範囲内に決定をせられるということでございます。

それから次に、総合調整の問題でございますが、これも具体的な説明は非常に困難な問題でございますが、ある一定の事柄が行なわれるにつきまして、バスの料金というものを一つの事柄として取り上げるのになしに、バスの料金につきましても、個々の会社の問題ではなしに、総合的にものごとを見る、またバスの料金ということばかりでなく、およそ自動車運送事業全般としてものごとを考える。さらに自動車運送事業というふうなものに限定をしないで、先ほど来問題になつておりますように、公共料金全般についてこれが整齊

と統一をされたものでなければならぬ。その当時におきまする国の経済政策の全般から見まして、一つの齊一な方向に向かつておるものでなければならぬというようにものごとを取り進めるということが、総合調整の意味であらうと存じます。

○伊能委員 たいへんよくわかりました。私も、いまの法制局の御見解には全面的に賛成でございます。

道路運送法第八條第二項第一号、この認定は運輸大臣がやる。能率的経営の問題、適正利潤の問題、これは当然だろうと思ひます。したがって、その前提のもとに内閣において経済企画庁が総合調整をやらせる。総合調整をやらせる際には、一官署だけの観点からやられるべきではない。同種事業全般についてなされ、さらに同種事業全般でなく、広く交通機関全般、さらに全体の経済の一環からこの種のものをどう取り扱うかというのに行なわれなければならない。私はそのとおりだろうと存じます。現在の総合調整のやり方については、必ずしもさうに行なわれていないというところに問題があるわけでありました。したがって、法案が通りますれば国民生活局、今日の調整局において、たゞいま法制局が御説明をせられたところとどうも違ひ取り扱いをしておられるように私どもも理解しておりますが、今日の調整局のこの種の問題の取り扱いについて、どういう御処理をされておるか、伺いたい。

○高橋(衡)國務大臣 伊能先生よく御承知のとおり、昭和三十六年度から三年度間、引き続いて日本は非常な消費者物価の高度の上昇を見てまいったわけでありました。それで物価と賃金との悪循環を何とかして断ち切りたいということが政府の非常に重要な課題になっておつたことは、伊能先生御存じのとおりであると思ひます。そういうふうな観点から、政府の措置が純理論的に言へば、必ずしもそういうことがあつてしかるべきかどうかという点についていろいろ御批判があり得たかとも存するのでございますが、しかし、何とかして

消費者物価の上昇とそれから賃金との悪循環を断ち切つて、そして齊合性のある経済政策に持つていきたいというところから、ああいうふうな処置がとられたものと考えております。しこうして今年に入りまして一年間の公共料金ストップという措置を一応期限がまひりましたので、今年の一月にあつた後で以後の物価に対するところの対策を十項目にわたつて閣議決定をいたしました次第でございます。もちろんその前におきまして、昨年の公共料金をストップするという場合におきましても、中小企業等でもって経営の困難なるものについてには特に別途に考慮するというたゞし書きをつけておりましたので、それに準じて最小限度のものとはそれぞれ措置してきたつもりではございますが、もちろん企業をやつておられる方々からごらんになれば、非常に十分ではなかつたというふうな感じがあらひ得ると存じます。しかしながら、とにかく国全体の政策として何とかして物価を安定的な基調に持つていたい——これはもちろん物価だけをやらせて、物価だけを責めたつて、これはなかなかできるものではありません。経済政策全般の立場から、言いかえれば佐藤総理からいつも御答弁申し上げておられますとおり、経済の成長を安定的な基調に持つていくということが、根本でございます。そういうふうな根本の政策をとりながら、また同時に個別的な政策として物価対策を相当強い姿勢でもつてやつていきたい。何と申しましても、物価について政府が権限を持つてい

る問題について、政府が相当物価に対して重大な関心を持ち、これに対してあらゆる施策をやつていけるのだというお手本を示すことによつて、全般的な物価上昇のムードを断ち切つていきたい。そういうふうな観点から、一年間の公共料金の停止という問題は、これは全部やめたわけではございませんが、公共料金を必要最小限度の程度に抑制していくというこの考え方そのものは変えませんが、したがつて、ケースバイケースといふことばを用いておるのでございますが、これは何もそう突つ込んでシビアにやろうという趣旨ではございませ

んで、ケースバイケースに一件一件それほど政府が重大な問題を考えて、政府の姿勢としてそういうふうな態度をとつていくのだという考え方を政治の上にあつたという観点から、ケースバイケースという考え方を閣議決定の上にもはっきりと明示をいたしておるような次第でございます。したがつて、そういう点についてあるいは外からごらんになりますれば、ぎくしゃくした感じが出てくる点もあらうかと存じます。そういうふうな精神でもつてそういうふうな態度をとつておるということを特にひとつ御了承願ひたいと思ひます。

それから先ほど法制局から御答弁申し上げましたとおり、それはどこまでも内閣の内部関係の問題でございまして、権限はどこまでも運輸大臣にある。そして運輸大臣は、道路運送法の八條に規定されておるところのこの要件に従つて行なわれたいというところは、これはまた当然のことなのでございます。そういう精神で、そういうふうな考え方のもとに、経済企画庁としては総合調整の妙を發揮しているというところを、これは伊能先生に對してはなほ失礼なことではございしますが、そういうふうな精神でやつておるということを前提としておくみ取りをお願ひしたいと存じます。

○伊能委員 いまの長官のお話で、私もよくわかるわけでございます。そこで事務局から御説明は伺わないことにいたしますが、第八條の取り扱いはいつてはあくまで運輸省が責任を持つてやる、あとの問題は政府内部の内閣の総合調整であるということについてわかりました。また個々のものについてまでさうこまかく触れるつもりはないが、問題はケースバイケースでやらなければならぬ。この重大な難局が乗り切れないという気持ちも、私もよくわかるわけでございます。そこでたゞいま長官から、物価と賃金との悪循環を断ち切りたいのだという非常な勇断的な御決意も伺ひました。結果としては国家公務員、地方公務員、またその他の産業、ことにいわゆる公共事業、交通等

に關する公共事業については、国鉄をはじめ民間私鉄総連、あるいは国鉄労働組合、国家公務員、地方公務員等々相当な額が上げられ、そのおろりを中小の各業者は受けるわけでございます。その結果が、常に非常に大きな人件費の負担となつて、中小の業者が非常に困難をしておる。六大都市等については、去年あたりからついに赤字経営だといふようなところまで——大きな六大都市の交通関係、公共事業というものは持ちこたえる力があります。したがつて、私もどこまでも承ていかれない。たとへば例を申し上げますが、北陸の北陸鉄道のごとき、毎年あの三億か四億の公社が六億の赤字を出しておる。こういうところについてまでも今回の公共料金の規制によつて一律に扱われたのでは、これは私はケースバイケースにならない、かように考えるわけでございます。

したがつて、私もどこまでも、こういう問題についてはあくまでも政府内部において、経済企画庁と運輸省がもう少し全体の観点から御相談を願う。あくまでもしやにむに押える——たとへば先般、去年のあの一年間のストップに對して業者が監督官庁を相手に訴訟を起すというやうなことは、これは血を吐くやうな思いであらうと思ひます。監督官庁、指導を受け保護を受ける、助長行政上保護を受ける政府に對して訴訟を起すというやうなことは、私は今日まであまり事例を見ないのじゃないか。そこで業者としては追ひ詰めの後においては、それ以上争うことは政府対業者間のとるべき措置ではないといふことで、みづから訴訟を取り下げるといふやうなことで事態の円満解決をわれわれはもつたわけでございますが、御承知のように、全般の問題というお話ですが、今日物価の上昇の全般を見ましても、公共料金のうち最も引き上げ率の低いものは、交通公共料金でございます。ほかのもの、郵便切手のごとき、電話料のごときと比べて、交通料金は、戦前に比べて、昭和十一年を基準として百五十四倍、これ

よりも低いものはたった一つありますことを私は記憶しておりますが、いま具体的な事例を忘れましたが、こういうような状態で、賃金その他非常な上昇をしておる。中小の問題ほど強い影響を受ける。現に国会においても、また政府においても、中小私鉄バスに対する対策委員会をつくってこの問題を処理しなければいけないのじゃないかという方向にまいておられます。鉄道、通運、トラック、バス、いずれも共通です。そこで私が申し上げたいことは、将来の中期経済計画、社会資本の充実ということを長官は仰せられましたが、この種の事業は、社会資本の充実どころではありません。現在各地で商売にならぬところの路線は、一日十往復であつたものを五往復に減らす、三往復に減らす。これではもう公共の利便にお役に立たない。こういうような結果で、かううじて公共の利便を犠牲にして会社が何とか赤字を少なくしなければならぬ、こういう状況になつております。この点をひとつぜひ御勘考をいただきたいまして、今後の問題として私は前向きでお願いもし、お尋ねしたいのであります。いわゆる総合調整、さいぜん法制局からも、長官自体からもお話がありましたので、こういう問題については、ひとつ長官の言明どおり御処理がいただきたい。それからまた、昨年の例、具体的な例を申し上げておりましたが、公正取引委員会は商業者——石油業者、交通業者を家宅捜査までやつて調査をしました。そういう荒っぽいことをやり、運輸省は、政府間において、この問題について、経済企画庁にも、運賃を十数年ストップして、そして油の値上げをやる、こういう問題は、いわゆる総合調整の観点からぜひ調整をしてもらいたいということをお話をしたので、遺憾ながら、経済企画庁はこういう問題については総合調整をなさらない。私は、かくのごとき場合においてこそ、大企業者である製油業者もしくはその出先である油販売業者といわゆる交通業者との関係について調整をせられてしかるべきだと思うのです。

が、こういう問題については総合調整の実を發揮せられないで、一方的に上げられる。しかも、あくまで上げることを行つていけないからえんじないということになると、強制召喚をしたり家宅捜査、現実にそうです。これは長官、おそらく御存じない。私は公正取引委員会の渡邊委員長を国会に呼んで、この点をたしました。そうしたところが、交通業者については、東京の九社の責任者を呼んだり家宅捜査をしたが、油の関係は多いから、二十六社を呼んだり家宅捜査をしてやりました、こういうようなことを言つておりますが、結果一方的に値上げをした。こういうようなことでは、総合調整の実は上がつていないで、ただ弱いものだけが公共料金一年ストップとか、あるいはその他の政府の政策の犠牲になる。それでは、これに対する助成措置があるかといへば、何にもありません。戦前においては、地方鉄道等については、当時七百五十万円、いまの金に換算いたしますと三十数億の助成金、補助金があつた。今日交通業者に対しては何にもありません。ただ犠牲だけです。これではほんとうの長官の言う全体の調和のとれた社会の発展、国民生活の安定向上というものが期せられないことになるので、この点について特に公共料金中、公共交通料金だけが百五十倍に押えられて、その他のものは、ひどいのは九百倍というふうなことになるので、こういう点の総合調整については、さいぜんの御指摘のように、全般の見地からやつていただかなければならぬ。交通公共料金、バスに例をとりますと、六大都市のようなくところ、それから一般地方の交通、それから山地帯、それから雪国地帯、この四つに大体分類されて運賃というものがきめられておるわけです。したがつて、その運賃の基本的なワキ、これはさいぜん法制局からも御指示がありました。現に道路運送法の第八条の第三項にその点の一部が触れられておりますが、あくまで六大都市のような交通量の多いところはこういう基準、また、一般地方交通についてはこの程度の運賃基準、山間僻地の非常に交

通量が少なくて、しかも経費費のかかるようなところにおいてはこの程度の基準、また冬四月も五月も交通のできないようなところにおいてはこういう運賃基準というものがきめられておる。そういう基準に基づいて、私は総合調整がせられなければならないと思う。個々の会社を、おまえのところは経営がいいから押えるのだというのが、いまの調整局の現状です。具体的に申し上げますと、先般上がった北海道中央バス、あるいは栃木の関東バス、あるいは岡山の宇野自動車、これらは日本で典型的な、模範的な労務管理と経営をやつておつて、日本の乗り合い交通事業の模範とされておる。ところが、おまえのところはまだどうやら赤字を出さないから上げないといつて、四年目の最後に残された。私は、これは全体の指導上——しかも六大都市とは違ひます。六大都市であれば、私は若干弱小のものであつても、六大都市という一つの規制のもとに入らなければならぬから、了とする面があります。ところが、北海道だとか、関東乗り合いだとか、あるいは岡山の宇野自動車というふうなところは、赤字を出さないから押えるというふうなことで、四年間の運賃値上げの契機において、昨年の正月の運賃ストップにかつたからといふことで、さらに一年延ばされ、ついに赤字を出さざるを得ないというすれすれのところになった。これでは事業に対する意欲と経営者の責任というものが果たせない。こういう問題について、ただいま私が言つたような一定の運輸省の基準、四つの基準、その基準に基づいて道路運送法第八條第二項並びに第三項によりそういう問題について調整をしていただくことが、ほんとうの内閣の物価に対する総合調整だろう。個々の会社一つ一つについて運輸省の運賃査定と同じことをもう一べん調整局でやられる、これでは、私は少しこの法律の精神、運輸省設置法第四條、経済企画庁設置法第四條の法律を守らなければいけないという精神から逸脱しているのではないか、かように考える次第ですが、この点については長官のひとつ明快な御回答を重ねてお願いいたします。

たします。

○高橋(衛)國務大臣 伊能先生も御承知のとおり、運輸省関係の交通業というのは、どちらかと申しますと、労賃の占める割合が非常に大きい企業でございます。しこうして、合理化ということあること、これは私も十分承知をいたしてあるのでございます。しかしながら、先ほど申しましたとおり、何ぶんにも政府が権限を持つてゐるものについて、政府の姿勢に関する問題というふうな点から、難きを忍んで御協力をお願い申し上げてゐる事情は、ひとつ御了承願つておきたいと存じます。しこうして、そういうふうな事業の中にも、その業績にかかわらず、実は最近では賃金所得の平準化の傾向が非常に強いというふうなことののために、赤字が出て賃金を上げざるを得なかつたというふうな事態の存在していることも、また事実として認めざるを得ない、かように考えます。それで、先ほど御指摘になりましたように、非常に模範的な、そういうふうな面について経営をしておられる、合理化努力をしておられる、能率的な経営をしておられるというものについて、その調整が十分にでき得ないということがあつたかと思存しますが、そういう点は、これは十分に経済企画庁としても留意を要する点であらうと存じます。これはもちろん運輸省が責任を持つて、そういう点について十分自信を持ち、御主張あつてしかるべき点であらうかと存じます。ただ全体としての姿勢から申しまして、総合調整ということをやる、また物価の問題にこれほど政府がつかい立場に立ちながら決意をしておるのだという姿勢を示したいというふうな面から、多少の行き過ぎがあるいはあつたかと存じます。そういう点はそういうふうな精神の点から御了承のほどお願いしたいと存じます。

なお、これは権限規定を申し上げるわけではございませんが、このような観点から、経済企画庁の組織令の第十一條第二号におきましては、「重要物資等の価格等の調整に關すること」という

ことが揭示されてございまして、そういう点について私どもも二重行政をやるといふような意思は毛頭ございせん。どこまでも運輸省の御賛成を得て、内閣全体としての総合調整をやつていく、こういう立場に立つておるのでございまして、経済企画庁が強制するとかまたはしゃにむに無理押しをするという考え方をとるといふことは毛頭ないことを、この際特に申し上げておきたいと思ひます。

○伊能委員 最後に私重ねてお尋ねいたしますが、経済企画庁が中期経済計画とかいろいろな総合計画を策定せられる際に、物価を抑制されるということは当然のことでありまして、ただ、それによつてある特殊なものにだけ犠牲を与へ、また社会資本の充実に支障を生ずる——政府事業は、これは政府で常に全体を見つておられるからおくれながらどうやら追いついていく。民間においては、こういうことで規制をされると、外へ逃げる道がない。どうしても低利で金を借りるか何らかの助成方法がなければ、やつていけないわけですね。そこで御承知のように、公共交通事業については、利子補給その他で数十億の金が出される、民間は赤字を出しても野放しである、こういうことでは——私は経済計画自体についても、この規制の裏づけには、こういう面については何らか低利資金その他でやつていける道を講じなければいかぬ。国鉄のごときは、固定資産税は半分になつておる。あるいは船舶のごときは、同様にいろいろな減免税の措置がとられる。こういうドラッグチックな措置をやられる際は、いやしくも公共料金、公共事業として規制する場合には、私はやはりその裏づけの何らかの方途を計画の中で一方においてはおきまかき書いて、それがどういふ形で実現するかしないかは問題としても、全体として計画にはその裏づけをして、これならやつていけるのだというところをおやりにならぬと、ただ一方的に規制の方面だけを計画されたのでは、犠牲を受けるほうの面が詰まつてしまふということになりますので、今後の経済企画庁の経済計画

設定に対して、ことに運輸等については、当面の国際収支、海上運送等についてはある程度のはつくりられますが、全般のものについては、過去においてほとんどつくりだされてないし、今回の中期計画においても、さういふ御説明はございまして、私も前から見たら、失礼ながら計画にはなつていない、かように考えますので、こういう点についても、ひとつ全体としてまとまりのたれた御計画をぜひ策定していただきたい、かようにお願いをして、この点についてのお尋ねもあわせて御回答願ひます。

○高橋(衛)國務大臣 伊能先生は、運輸についての専門家でいらっしゃるから、あるいは私の記憶間違ひかもしれませんが、地方鉄道については、補助をなし得る規定は存在しておるはずでございます。しかしながら、現実の予算の措置としてそれが行なわれていくかというところは、最近わずかにばかりあつたやうでございますが、あまり行なわれていない。それで、先ほど御指摘のございまして、たどり、地方鉄道等につきましましては、相当条件の悪いところであつて、しかも国民の利便のために、つまり公共のためにその運輸事業を履行しなければならぬという点も相当あり得る、かように考へておるわけでございます。私どものほうの主観の問題で、離島振興法の問題でございますが、離島振興等におきましては、そういうふうな点も十分に配慮いたしておる次第でございます。責任のがれを申し上げるわけではございませんが、運輸行政としては、運輸省が積極的にそういう点をお取り上げ願つて、そして御相談願うという形において、私どもはそのたゞいまの御指摘の点については十分よくわかる次第でございますので、そういうふうな方向で、今後だれかが、つまり一部の方々が国策の犠牲になるやうな形じやなしに、全体が円満にまゐつていくという方向に持っていきたい、かように考へておる次第でございます。

○伊能委員 今日、経済企画庁長官の御答弁につきまして、私は全体的に満足でございます。

で、これで質問を終わる次第でございます。

○河本委員長 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 事務当局にまずお尋ねしておきます。今度の改正案の中で一番力を入れておられるのは、銀行局の下に保険部を加えるということですが、保険行政にたいへん力を入れておられる意欲はわかるのでございますが、きのう堀委員からお尋ねされた問題に、なお釈然としない私自身の質問点を加えて御答弁をお願いいたします。保険行政の中で生命保険事業と損害保険事業が柱をなしているわけでございますけれども、その保険といふものが、日本の場合には、何だか保険業者そのものがばかにてんでこ舞いをして、被保険者を獲得するためにかけ回っている、こういう形態は、正常であると思ふかどうか、お答え願ひたいのです。

○中込説明員 お答えいたします。保険は、なかなか契約者が進んで入るといふ形態になつておりませんのでございまして、戦前から募集人をたくさん置いて募集するという形態を生保のほうはとつております。損保のほうは、これは代理店というかつこうでやられておるわけでございます。この募集人の形態につきましては、先生の御指摘のように、非常に募集活動が盛んといひますか、非常に積極的過ぎまして、契約者に不評判の面がなきにしもあらずであります。また募集人はいま登録制度をとつておりますが、その人数が非常にたくさんございまして、約五十八万人くらいございまして、これが年間の就職とそれから落ちる率というものが多うございまして、この点に關しまして、私どもも業界も約一年間いろいろ検討いたしまして、最近の審議会においてもこれを討議して、何らかい方策を出したい、こういうふうに考へておる次第であります。

○受田委員 中込課長さんとは、昨年通信委員会で、長時間にわたつて保険業のあり方について大いに議論されてもつたのです。当時課長からお答えいただいた問題点の解決も、いまお答え願ひていることはその一部だろうと思ふのです。私昨年特に指摘したことは、民間保険、生命保険の場合に、外務職員なるものを特にばかに大量採用、大量首切り——五十何万人のうちで半数以上は一年で交代するといふ異常の事情をどう打開するかを私お尋ねしておきました。その問題を検討されたという意味ですか。

○中込説明員 そうでございます。

○受田委員 私はその際申し上げたのは、外務職員の身分が安定しない。外務職員になつたときから大体半年か一年くらいは親戚、知人などをかけ回つていけば、契約者や被保険者をつかまえることはやや楽ですが、その時期を過ぎると、縁切りになつて実績が上がらぬともう首を切る、こういう行き方では、他の業界のように安定した地位が確保できない。終始不安にさらされ、しかも上司から叱咤激励されて苦痛を耐え忍んで仕事に当たつておるといふやうな不健康な状態である。したがつて、五十五万人とかおつちやつたのです。その五十五万人の外務職員の半数以上の三十万が一に交代するやうな悲劇を、こういう業界はほかにないのですから、どう直すかについては、外務職員の身分の安定、つまり基礎給といふものを安定させるという方法が一つある。その基礎給を高い水準に置く。私が去年申し上げて以後に、その実績をあげた会社がありますかどうか、具体的な例があればお示し願ひたい。

○中込説明員 先生のおっしゃるやうな方向で協会のほうでも検討しておりますが、各社の中では、名前をあげてあれであります。日本生命あたりは、固定給四万円、そういう外務員をつくる。また、ほかにも幾つかそういう固定給を上げて専門的にする、そのためにとつた外務員を登録はしますが、すぐ実働に出さないで、十分教

○受田委員 大臣、大体一年か二年か——保険に入って二年のところは三三％、三分の一は解約しておるのです。たいへんな無理をして保険に加入しているわけですね。こういう実態が日本の保険業界の姿なんです。これはあさましい話なんです。私自身も、きのう委員から指摘された問題に

十分確立しなければならぬ。保険会社も、こういう問題に対しては、どうすればいいのかということで非常に研究をしておるわけであります。でありますから、今度大蔵省でも登録制度をとりまして、より合理的なものにしなければならぬということで検討をいたしておるわけでありま

立つので、保険会社は外務員が一番大切なわけ
ありますが、保険事業でも、社長とか内勤社員が
幅をきかしているというところに問題があるわけ
でございます。でありますので、いま御指摘に
なったような実情を十分把握しながら、合理的な
保険制度の確立ということに努力をしていかなけ

あるのです。大正生命等も株式会社であります。平和生命も株式会社だと思います。もつと実情に合うようにできないか、相互会社自身に対して、業界でも検討してもらいたいということを、生命保険協会でも私が発言しております。三年近く待ちましたら、相互会社でいいと思いますが、

というようなことを私の耳にも入れておられますけれども、どうも批判が多いから、もっと政府も検討するし、業界自体でも検討してもらおうようにというところで、いま努力をしておるわけでありまして、**○受田委員** 業界自体でも、政府の部内においても、一緒に力になり合つて検討しようということですから、それを了とします。お説のとおり、保険部を新しくつくるのにも、そういう問題の解決をはかる強力な意思表示があるのだ。その意味でも、これは保険部に大いに活動してもらわなければならない。

ただ、民間保険と簡易保険とを比べてみて、民間保険のほうが加入の手続がめんどうであるというか、有審査が本である。簡易保険のほうは無審査である。それから途中で金が必要なる場合に、証券担保の貸し付けをする場合に、民間保険のほうは八分という高い利率をとっておる簡易保険のほうは六分まで済ましておる。低利簡便に金が借りられる。いろいろな点で簡易保険のほうに魅力がある。しかも最高制限額を百万円まで、前郵政大臣として田中先生が御容認になっておる。こういうようなところで、おおむね百万くらいのことまでは簡易保険でいいじゃないかという非常に安心感、相手は日の丸だ、国家だというふうなところもあるし、そういう手続も簡便な、融通資金を必要とするときには、低利で貸してもらえ、いろいろな点で簡易保険の長所というものが、国民に一応浸透しているから、簡易保険のほうは二年くらいたつて後にも、解約率が五割か六割かという民間保険の六分の一か七分の一という低率の解約率です。それから無理やりに加入をしておらない。生活の実態に即した、生活を限度に保険加入をしておる。こういうこともあるわけだ。

○中込説明員 私どもの調べでは、必ずしも高額のものが解約になっていくとは限りません。やはりおっしゃる通りに、多少無理な契約があるというところは考えられます。たとえば夫の留守に契約をしておいたが、夫が帰ったときにやめろと言ったからやめたとか、あるいは無理ないというふうなものもございまして。たとえば急に病気になるものもございまして。あるいはカフエーとかなんとか、そういうようなところのホステスみたいな者もございまして、そういうのは住所が転々として、次に集金に行ったときにはなくなつてしまつて、そしてやがて消えてしまつて、こういうふうな例もございまして。そこで、アメリカあたりでも一割くらいの脱落があるわけです。大体年間三割くらいは脱落になるわけですが、その一割くらいは、どうしても個人の理由としてあり得るものでございまして。そこで私どもの目標としては、まず第一に二割くらいの脱落に抑えよう、そこまではまずいいというふうな研究をしておるわけでございます。

○田中事務大臣 いろいろの理屈は言いますけれども、これは外務員制度の中の欠陥があらわれておるわけでありまして。それに対して解約率の非常に多いのは、やはり義理人情にからんで、一回掛け捨ててもしょうがないからやろう、こういう契約が大体みんなはなされておるわけでありまして。でありますから、こういうものをなくする具体的な問題としては——会社自体も業績主義であります。一人当たり幾らあったか、会社全体で幾らあったかというふうな業績主義でもって競争する。こういうところの問題がありまして、今度の行政指導というものは、外務員を登録制度にし、また地位を確保してやつたり、いろいろな問題はありますが、会社の実績に對してしましても、解約率が少ないほど優秀な会社だ、こういう一つの方向を確立しないと、会社自身がその業績をあげることだけに暴走する、こういうことになるわけでありまして。でありますから、簡易生命保険のように、国民の中に全く入り込んでしまつて、非常に身近なもの

の考え方に立っておる。簡易生命保険との相違はそこにあるわけでありまして、業績主義よりも、良質の契約をとる、継続率というのを主にして考えなければいかぬ。そうすると、外務員に対する給与体系も、業績によつてだけ払うということではなく、継続率によつて、継続した利益を分配するという方式に変わつていかなければならぬわけでありまして。こういう問題も、十分実情に合うように検討しなければならぬと思ひます。

○受田委員 大臣、なかなかあなたは政策家としてりっぱですね。いまのおしまいの点、まことに當を得ておると思ひます。私そのことを考えておつたのです。そこで、中小の保険業者といえども、そうした解約率の少ない、まじめな運営をしているものには、何かの表彰制度でもおとりになつて、ある基準以上になった場合には、それを称賛するという方式をおとりになるような行き方は、お考えになりませんか。

○田中事務大臣 表彰しなくても、行政の目標といふものは、いつでも良質な契約の獲得ということとであります。国民から、解約ということ前提にしまして、業績さえあがれば、大体その三〇〇分のいふものは解約になる、この解約は返戻金もなうのだから、これで月給を払つていける、こういうことを許さないような行政方針を立てれば、そういうことは解消されていくわけでありまして。

○受田委員 最初の一、二回の掛け金で宣伝費や職員の給与をまかなうような、ほんとうに悲惨な現象を抹殺するために、この際、保険業界のあり方に根本的なメスを入れる必要があると思ひます。特に相互会社という形態を持つておる会社に、社長、重役というふうなものが株式会社と同じような形でござつておるような姿は、だれが見ても——保険会社などといつて、相互会社を名のつておつて、一方では悲惨な実態で外務職員がかけ回つておる。一方では社長、重役は、株式会社の社長、重役のような形をとつておる。これは何とか早く根本的に改めて社長、重役も一社員一外

務員ということではばんばんかけ回るように、そしてほんとうに大衆に親しまれる保険会社になるように——でつかい建物で社長室にのさばるような、こういう姿の中に大衆の零細資金がかけられている。一、二回でかけ捨てられておる。それを犠牲にして、そういう特定の者がいばるような形態は、私は民主主義国家として嘆かわしい姿だと思ひます。これを保険部ができた機会に徹底的にメスを入れていただきたい。

それから社員総代会なるものが一応ある。この中に代表者を入れる入れ方に昨年私は御注意申し上げておきましたが、その後どういふ措置がされておるか、お答え願ひます。

○中込説明員 昨年七月十七日の審議会の総会におきまして、この問題を検討して、大蔵大臣に答申しようということになりました。私どもから業界にもその研究を命じまして、約一年間検討いたしました結果、十二月に業界のほうから答申がまゐりました。それをもとにいたしまして、審議会のほうもその後三回ほど会合をやりました。去る三月二十二日大蔵大臣に対する答申が出ました。内容がいたしましてところは、まず御指摘のように、総代が一部の会社に特殊な関係のある人から選ばれたというふうなことはいいけないので、これを選ば公正な委員会みたいなものをつくる必要があるというところで、選考委員会をつくりまして、そこで第三者の意見をいれて公正に選ぶ。なお公社の運営について、常時一般社員の意思を反映したほうがよろしいということから、評議員会というふうな名前のもつて、その他の名前でもけっこうですが、そういうものをつくつて、絶えずその契約者の考え方を公社の経営のうちに取り入れていこう、あるいはいわゆる社外役員というふうなものをつくるだけ入れていくということ、なお第三者の意見を公社にストレートに反映させる方法も考えたらいよいよいいんじゃないかということで、書面をもつて公社の経営等について意見を出すというルールをはつきり書きものにいたしました。それを保険証券とともに周知徹底させるといふような

ことをこれからやらしていく。それに必要な定款改正等をこの五月末に開かれる総代会において決定せしめて、逐次実行させていこうというように考えております。

○受田委員 大體要望線を実行に移すために努力しておられるということ、私も一応了承しましょう。社外直役、第三者の公正な意見が入る方法はいろいろなことがあると思いますから、この際内外務職員の間でも十分反映するような方法をとるとか、いろいろなことで会社の経営に近代的な成果があるように御努力をお願いしたい。

もう一つ、保険料率なるものは、男女の平均余命表を基礎にしておられる。だから、死亡率がだんだんと低下してくれば、自然に保険料金を引き下げていって、だれも簡単にに入れるように、そして経済能力の低い者でも相応のものに自由に入れるような姿に持っていかなければいかぬのです。が、保険料率算定基礎の平均余命表というものは、男女の平均でしたね。これは大臣、簡易保険のほうは男子の平均をとって、早く死ぬほうで計算してやっておられる。簡易保険のほうは男子が悪い。民間保険は男女の平均ということになっておいて、その点は私は了承するのですが、もう一つ、必要なときに保険証券を担保に金を借りたという状態が起る。そのときの貸し出し利率が八分というのはいささか高いですね。これはひとつ実情を知らしてくれませんか。八分以下のところもあるのですか。

○中込説明員 保険に契約なさった方が貸し出しを願うという場合には、私もいまいちゆる約款貸し付けと称しておりますが、それに基づいて貸し出しておりました。これは利率がいま御指摘のように八分ということになっておりますが、その他低い会社があるかどうか、ただいま資料がございませんで、調べてお答えいたします。

○受田委員 大臣、あなたも低金利政策を推進される大役を持っておられるのですが、これは自分のかけた掛け金の範囲内というか、返還金の範囲内で金を借りようというときに、八分という高利

で金を借りなければいかぬというような残酷な姿なんです。簡易保険はこれを六分にしておられるわけですが、このあたりで貸し出し利率を下げた——一般の団体貸し付けあるいは保険会社がやっている貸し付け方法、いろいろあると思うのですが、その利率はどのくらいになっておられるのですか。

○中込説明員 保険会社の貸し出しにはいろんな種類がございまして、一番普通の一般の貸し出しと申しますと、九分から一割くらいのところとす。それから特殊な公共団体になりますと、六分前後ということになっております。その八分と六分の違いでございまして、現在保険会社の総資産の利回りが八分五、六厘になっておるといふようなことから、八分ということが出てくるかとも思われます。

○受田委員 保険会社が、被保険者、契約者から取り上げた保険料で株式投資などを行っておられる。これは機関投資家としてなかなか実力を發揮しておられる。生保筋の出動などと称すると株価がばっと上がるというふうな、ある程度の力を持つておられる。この投資は、株式会社の内容なども十分検討はされておられるのですけれども、株式投資というよりも、公社債投資というふうなところ、切りかえて、現在の一般金融界においても、コール安という状態が起つてきて、電電債みたいなものに切りかえるまじめな傾向もあらわれておられるのですが、生保筋の出動で株の値がどんどん上がっていくような力というものは、私は賛成しません。もっとまじめな投資に持っていくように——株価のつり上げのために生保筋が策動するといふような危険もあるわけで、株価操作に相当の大役を果たすような姿というものは、私は問題だと思ふのです。つまり生命保険会社が握っている資金の利用面という点について、いま申し上げたような差で配慮をすべきじゃないかと思うのですが、大臣いかがですか。

○田中事務大臣 いま生命保険会社の資産運用については、十分検討いたしております。いままで

も株式投資が多かったということは、戦後の特殊現象でありまして、有力な機関投資家であったというところで、株式に対する資産運用が多かったというところでございまして。しかし、これからは公社債市場の育成も重大な問題でありますし、公社債の持ち分が二、三割というふうなものではどうにもならないと思ふので、一昨年あたりから、相互銀行、信用金庫等も、公社債に対する持ち比率を引き上げるようにとめてまいっております。

○中込説明員 相互銀行等が現在七割から一割、こういう比率まで引き上げておられるのでありますから、きのうも私は申し上げましたが、生命保険会社の資産運用の対象として、公社債といふものを一〇〇程度くらいまで引き上げられないか、これは目の子算でございまして、事務当局もまた生保会社等の意見も聞きながら、その程度の引き上げ方を目標として、資産運用の公的な使命といふものをもう少し厳密に考えていきたいという考えであります。

○受田委員 その意味からは、資産運用に公共性を持たせる、投機性格のものを排除する、こういうふうな指導しなければならぬと同時に、掛け金を続けてきた人が、資金運用の必要が起つて貸し出しを受けようとするときに、八分という高利を今日採用するということは、問題だと思ふのです。公共団体などに与えている六分という線まで——自分の出した金を借りるのです。人の出した金を借りる。こっちは本人の出した金を借りるのに、八分という高利は適当でないと思ふのです。大臣勇断をもって六分に引き下げなさい。

○田中事務大臣 景気よく御答弁すれば一番いいのでございまして、しかし、これは生命保険会社の資産内容をよく見ていかねばならぬといふ大前提もございまして。もう一つは、加入者に対しては配当でだんだんと掛け金を少なくしていくといふ面もございまして、これは社内の状態がよくないれば配当率も多くなる、こういううらはらな問題でございまして。八分が高いかどうかという問題で

ございまして、ちょっと高いようでもございまして、自分の金を自分で借りるのだから、当座借り越しと同じような考えでやれば、六分か七分でもいいじゃないかといふことであります。だから、世間の金利といふものとのバランスもございまして、角をたためて牛を殺すということになっては困るので、やはり保険制度といふものをだんだんよくしていくながら、加入者に対する約款貸し付けといふものの合理化をはかっていく、こういうこととありますから、これは保険の内容がよくなれば、配当を多くするか、加入者貸し出しの利率を下げるほうが合理的なのか、こういう問題は、技術的にいろいろな問題がございまして、加入者に対する優遇はどっちでやたらいいかといふようなバランスを考えながら、検討してまいりたいと思ふます。いまのところでは、八分という高いようですが、政府関係機関、開業銀行とか中小企業金融公庫とか、こういうところを見まして、口歩三銭を切っておる金利は必ずしも高い金利ではないわけでありまして。しかし、あなたのお考えのように、自分の金を自分で借りるのだから——これは不時の場合の大きな給付もあるわけでありまして、こういうふうなものとのバランスがございまして、制度の中で慎重に検討するといふことで御了解願いたいと思ふます。

○中込説明員 大臣の御答弁にちょっとつけ加えておきたいのであります。先ほど申し上げましたように、総資産の利回りが八分五厘くらいでございまして。したがって、ある人に対してだけ非常に低い利率で貸しますと、その資産をもしほかに運用したら八分五厘になるわけでありまして。そうすると、全体の資産の利益が少なくなるわけでありまして。これはひいては配当が少なくなるという意味で、一般の契約者には不利になって、その人だけが得になる、そういうバランスといひます。か、契約者間のバランスという面からいいますと、保険会社がなかなか一般の利回りよりも低いのはとりにくいという事情もあるわけでご

ざいます。

○受田委員 いまのような理屈をこねたのでは、これは保険の新しい契約をまじめにふやすことにもならぬと思うのです。要るときは安く貸してもらえるということ、やはり一、二回でやめようかと思つてゐる人がずっと継続していくことにもなるわけなんです。そういう点で、継続を可能ならしめるためにも、低利で融通する道を開いておかなければいかぬのです。ほかのもの、自分で出した金でない場合の金利を基準にしては問題です。それから六分以上に自分の金を借りて回そうとしたって、実際そう回すようなことはありませぬよ。だから、六分という金は、これは低金利時代には非常に高い利率の金ですよ。これをひとつ十分考へていただきたい。

保険の問題はそのあたりでピリオドを打つておきましょう。保険部でしっかりとがんばつていただいて、ずるい会社がたくさんあるから、保険会社を監督してもらわなければならぬ。それで、保険については大蔵省の監督権をひとつ強化してもらいたいのです。これは正しいです。向こうから進んで窓口へ保険加入にくるように、自発的にくるような状態に切りかえなければいかぬ。これはひとつやつてもらいたいのです。

もう一つ、今度の改正点の重点である臨時貴金屬處理部の廃止です。国有財産局にあったのを廃止することに関連して、私のこの間から日本銀行の倉庫、穴倉も見せてもらつて、ダイヤモンド等がたくさん入つておるのを見ました。吹けば飛ぶようなダイヤモンドがあるのも私は拝見しましたが、事実吹けば飛びますよ。虫めがねで見てもわからぬ。これは戦時中非常に苦勞して、愛国の至情に燃えた人が家宝を提供している。私の女房もたつた一つあつた。これも吹けば飛ぶような中に入るダイヤモンドだと思ふのですけれども、指輪を病床で捧げて聞もなくこの世を去つていきましたよ。そういう私自身も体験が一つあるのでございませうが、しかし、いま考へてみると、このダイヤモンドを本人に返すということになると、あ

の当時は愛国の至情で一応國家へおさめたものでございませうから、それはもう出した人から見たら返つてくるという期待は——まあ戦争に勝つておれば何とか期待を持つても、負けた今日、それが返つてくるという期待は、私はおそろく持つておらぬと思ふのです。それにまだ未練を感じるような人は、あまり多くないと思ふのです。この機会に接収した貴金屬は適当に、まじめな方法で國家にこれを金にかえて——恵まれざる戦争犠牲者がたいへんたくさんあります。空襲で家を焼かれて何ら補償されない戦争犠牲者がある。原爆で依然として長期の給付を受ける者に対して、わずかに月額二千円が今度三千円になるような法律改正しか出ておらぬという実情である。そういうことを考へるときに、ひとつこの接収した貴金屬は、いま申し上げたような方法をもつて、出された人には御理解を願つて、同じ戦争で痛手を受け、犠牲だけ受けて何ら報いられることのない人々に、ある目的を限つて、目的的政策をもつてこれを處理されるという方法を私は提案します。大臣、御答弁を願ひます。

○田中國務大臣 今度貴金屬處理部を廃止するということは、事務が大詰めに近づいて大体終つた、こういうこととございませう。あと十六万一千カラットある中に、三十件ばかり返還請求もございませう。こういうものに対しては却下するとか、きつちとした結論も四十年度中には出ると思ひます。でありますから、あとは処分の問題でございませう。処分の問題に対する基本的な考へ方は、あなたと大体同じであります。これをお返しくださいという人も中にはございませうが、大体法的に處理をされて、あと残るものは國庫に帰属するわけとございませうから、これをどう一体換金するかという問題でございませう。私も口銀の地下室を見ましたが、何とはなく思ひがこもつておるような気持ちを率直に感じました。でありますから、やはり國民は一本出したものでございませうから、これが社會のために貢獻するならばというお気持ちであらうと思ひますが、何分にも大量

なものでありますし、この処分はよほど慎重にやらなければいかぬなということを、私自身はしみじみと感じたわけとございませう。でございませうから、これが処分されるということになれば、これを出した人が納得するような使い方をしなければならぬなということ、全く同感でございませう。しかし、いまでももう國際商人が日本のダイヤモンドを入札してくれというような申し込みもございませうし、国内の人は、少なくとも日本人が出したものであるから、日本の國民に払い下げたべしだ。まあ自分で出したというところは確かでありませうが、さだかに現物と照合できないというために却下されておるものもありますから、そういう人に対しては、それに似通つたものを払い下げたらどうか、まあいろいろ問題がございませう。物が物でございませうからよくわかりませうが、慎重にやり、悔いを残さないようにいたしたい、こういう考へでございませう。

○受田委員 そうすると、大臣のお考への中には、まだはつきりしない点を私はくみ取つておるのですが、これを出した人に返すという考へ方があるのですか。

○田中國務大臣 返すということになりますと、これは法律的に認定をされたものに対して返還をいたしておるわけとございませう。残つたものは、これは全部國庫のものでございませうから、返すというのではない。それに近いものを、私はこれだと思ひます。しかしそれを証する証拠がないために却下をされておるものもあるわけとあります。払い下げを行なうときに、そういう人を対象にすべきだという議論もございませう。ございませうが、その場合には、縁故者であるから時価よりも安くするとか、いろいろ問題がきつとあるでしよ。そういう問題もいろいろございませうので、こまできたことであるから、國民の声を十分聞きながら遺憾なき處理をしなければならぬなということ、私はいま縁故者に払い下げるといふ方針をきめておるわけはございませう。そういうような要求もございませうし、いろいろ社會の声もある

りますので、そういう声にも静かに耳を傾けて、最終的に遺憾なきを期したい、こういうことを申し上げておるわけとあります。

○受田委員 そうすると、まだ結論は出ておらぬ、これからどうしようかということのようですが、私はその結論を出していいと思ふのです。私がさつき申し上げたように、出した人の気持ちといふものの中にも、一ぺん國へ差し上げたんだから、その差し上げたものが國の犠牲になつた人、これが何らかの形で返るならば、出した人は大臣もう願ひしますよ。だから、これは本人に返すという考へ方をおやめになつてもらいたいのです。むしろこの機会に、不幸な運命に泣いてゐる、社會の各間で苦勞している戦争犠牲者に、何かの目的をもつてこれを配付するといふはつきりした方針を一応前提にして、この問題の處理を考へていただきたい。大臣よろしうございませう。

○田中國務大臣 そういたしますと申し上げるにはまだ時間がちよつとかかりませうが、あなたのおおな気持ち、十分理解できます。私も、大体そういう姿勢で處理をすべきだという考へでおります。

○受田委員 そのおことばを聞いて、私は一応安心しました。あとからこれはおかしい思いを残したり、執念を感じるような行き方は、とるべきではないのです。だれのものやらわからないような——はつきりしたものもあるでしょうが、吹けば飛ぶような、その上のクラスぐらいのところは、だれのものかわけがわからぬのです。未練はすつぱりと打ち切つて、新しい時代感覚でこれを處理する。大蔵省が大綱を打ち立てて前進をされることを希望しておきます。

もう一つ、今度はこの法案に關係することとございませう。これはやっぱり戦争に起因した問題ですけれども、旧海軍とか陸軍とかの用地の目的のために、民間から借り上げた土地があります。この土地は、借り方そのものが非常な強権的な方法がとられておつたので、承諾も何もなしにするずるとり上げられた。これは全國にたくさん例

があると思うのですけれども、その後、それが軍用地に転換せられてそこに軍人が住んでいたけれども、いまは一般民間人に開放して、結局、土地の旧所有主というものは、借地料を多少もろうというふうになつてゐるわけですね。はたしていつの日にこれを自分のところに返してくれるのだ、政府が無理やりに取り上げたものを、平和が回復した今日、これをどういうふうな片づけてくれるだろうかという、いろいろの疑念があるわけですよ。戦後二十年たちましたから、子供でいても成年に達したのです。この機会に政府は、旧軍が一時借り上げたものの——民法上の規定からいっても、借地権については二十年で更新するようになつてゐるわけですね。ちょうどその区切りがきたわけですから、このあたりで所有者にいかんにかこれを返還するかという方策をお持ちになつてゐると思ひます。全国にある旧軍用地として借り上げた土地の面積及び場所の数、そしてこれに對してとられようとしてゐる施策を御答弁願ひたい。

○江守政府委員 借り上げておりましたところの面積がどのくらいあるかという事は、ただいまわからなないのでございませうが、相手方といひましても、二千件ぐらゐございませう。これらの借り上げた土地の中には、現在国が何らかの目的に使つてゐるものもございませう。あるいはまた、進駐軍のほうに提供してゐる土地がございませう。そのほか、そういった借り上げた土地の上に建てておりました旧工員宿舎のようなものが、戦後の住宅事情のために市町村の公営住宅というふうなものに利用されてゐるものもございませう。でございませうので、お返ししようとしてもなかなか返せないという土地がございませうけれども、全然利用してゐないというふうな土地につきましても、お話し合いがつき次第、すみやかにお返しするという措置をとつておられます。

現在利用しております土地につきましては、たとえば進駐軍に提供しておりますようなところにつきましても、それが解除になりますまではお返

しできないわけではございませうが、公営住宅などにつきましても、この公営住宅は市町村に貸してある住宅でございませうので、そうした市町村、国、あるいはその土地をお貸ししたいでございませう地主という間で十分お話し合いがつきますれば、何らかの解決方法をとるといふことを進めております。ただ、現実問題といひましても、そういった地主の方々が国に土地を返せとおっしゃる場合に、現在たとえば公営住宅として利用されてゐる家があるわけではございませうが、それを一刻も早くきれいに返して返せというふうな御要求があつたりいたしまして、実際問題としては、はなはだ話し合いがスムーズに進まないというふうな例もございませうけれども、基本的には、できるだけ早くお返しをしたいというつもりで仕事を進めております。

○受田委員 基本的な方針を承りました。現に不要となつた土地は本人に返してやる、こういうこととでございませう。その本人に返す返す方に——この三月に広島財務局管内でこういう事件が起つた。その家を借りた人が去年の九月にそこを引越して逃げてしまつたので、昨年九月までしか借り主が家賃を払つてないから、地料としては九月までしか払ひません、こういうことになつて、九月以降払つてくれないといふことになつてゐる。私は現に通知書を見たわけでありませう。つまりそれを借りてゐる人が九月によそへ逃げてしまつたので、それ以降のものは払えないといふこと、政府が強制借り上げをして管理権を握つてゐる土地の地料は、そこを利用した人が払つたときまで打ち切るというふうなことは、どうも権限の關係がはつきりしないのございませうが……

○江守政府委員 お話の問題は、国が借りております土地の上に国の建物がありまして、それを借りておる人がどこかへ行ってしまつたといふお話だと思ひます。その場合でも、土地を借りておりますのは国でございませう。契約は一年契約でございませうので、九月にどこかへ行ってしまつたといふことでございませうが、その場合も地主の方に国

がお払いする地代は、少なくとも三十九年度に關する限りは一年分お払いすることになるのだからと思ひます。ただ、実際現地の財務局でどういふことを申しましたか、私事実を知りませんので何ともお答えいたしかねますが、少なくともたてまえは一年分の地代はお払いする。その上に建つてゐる国の建物を借りてゐる人が国に對して家賃を払う払わないという問題と、国が地主の方に地代をお払いするという問題とは、全然別個の問題だと思ひます。

○受田委員 それではさうく具体例を示します。広島財務局の責任者から、岩國の旧海軍用地として払い下げた土地の返還について、九月までそこに住んでおつた人が出て、家賃をそれまでしか払つておらぬので九月までしか支払いをしないといふ、三月に九月分までの地代を支払つてきて、それ以後は払つておりません。私その通知書も見せておられます。この実態調査をお願いいたします。

○江守政府委員 調査をいたしまして御回答申し上げます。全国的に類似のものがあると思ひます。いまの政府のほうの御説明であるならば、国が管理権を握つてゐる以上は国の責任だ、この御答弁は私は筋が通ると思ひますが、その御趣旨に達する措置がなされてゐることを通告しておきます。御調査願つて回答をお願いしたいと思ひます。

○江守政府委員 調査をいたしまして御回答申し上げます。全国的に類似のものがあると思ひます。いまの政府のほうの御説明であるならば、国が管理権を握つてゐる以上は国の責任だ、この御答弁は私は筋が通ると思ひますが、その御趣旨に達する措置がなされてゐることを通告しておきます。御調査願つて回答をお願いしたいと思ひます。

○江守政府委員 調査をいたしまして御回答申し上げます。全国的に類似のものがあると思ひます。いまの政府のほうの御説明であるならば、国が管理権を握つてゐる以上は国の責任だ、この御答弁は私は筋が通ると思ひますが、その御趣旨に達する措置がなされてゐることを通告しておきます。御調査願つて回答をお願いしたいと思ひます。

と申しましたようないろいろな事情がございまして、なかなかその話もスムーズにいかないという現実の問題がございませうけれども、そういった場合に、すみやかに市町村のほうに直接地主から借りられるような方向にしたいと思ひます。ただ、貸した地主の方は、おれは国に貸してゐたのだ、それが何か知らぬうちに市町村にかわられては困るというふうなわけで、その上の建物はむしろ公営住宅としないで、きれいに返して返せというふうなお気持ちの話が多いものですから、市町村のほうに契約を切りかえるという話も、なかなか現実の問題としてうまくまいりません。そういうことはたくさんございませうが、私どもとしては、できるだけそうなら市町村のほうに直接地主から借りてくれるようにという方向で仕事を進めております。

○江守政府委員 市町村に払い下げた場合、国は全然タッチしないことになつたのですか。

○江守政府委員 市町村に家を払い下げましても、その下の土地は依然として国が借りておる土地でございませう。その限りにおいてもちろん国は關係があるわけではございませう。私が申し上げましたのは、上の建物を市町村に払い下げた以上は、下の土地も国が借り上げておる意味はないわけではございませう。市町村が借り上げてくれればいいわけですね。したがつて、そのようにしたいと思つてゐるわけですね。現実には、地主さんのほうは、おれは国に貸したのだ、市町村に貸したのじゃないからというわけで、なかなか話がうまく進まない例がたつきございませうが、そのようにしたいと思つております。

○受田委員 市町村にその措置をさせた例が、全国にありますか、ないですか。

○江守政府委員 さつき申し上げましたようなことで、市町村が直接に地主から借りるように契約を切りかえた例はございませう。

○受田委員 あるのなら、その場合の例を全国的に例示すればいいのです、どういう方法でやつたか。そうしたら土地を提供した方も安心するので

すね。貧弱市町村になると、ややこしいことになる。むしろ国なら親方日の丸だという気持ちがあるのですから、安心感を伴うような返還措置をすれば、契約もスムーズに運ぶと思うのです。

○江守政府委員 そのときの問題は、むしろ向こうの地主のお立場になりますと、相手が国だから、あるいは相手が市町村だからということではありませんが、むしろ地主の方は、もうその建物をどけてくれというお話の場合が多いわけでごさいます。したがって、市町村のほうに切りかえてくれと申ししても、地主の方がそんなことはいやだとおっしゃるために、なかなか話がうまくいかない例があるのでございます。ですから、地主の方が、いや貸していたのは国だった、家の所有権が市町村に移ったのだから、今度は市町村に貸しますよ、そういうお気持ちのところは、いま私が申しましたような方向でどんどん解決していくのですが、幾らこういう解決の例があると申ししても、地主の方が、いや国には貸すが、もう市町村には貸したくないと言われているところは、どうもなかなかうまくいかぬということなのでございます。

○受田委員 これを最初国が取り上げたときには、何の命令を基礎にされたのですか。法律的基础を明らかにしていただきたいのです。

○江守政府委員 そのとき法律的にどういうことか——おそらく総動員法関係か何かの法律に基づきまして、強制的に土地を買い上げ、あるいは借り上げという措置がとられたことだろうと思えます。

○受田委員 それはやはり根拠を明らかにする必要があります。国が現に管理しておるのですから、何を根拠に、いかなる法律の基礎で借り上げたか、それを用意しておかぬことには、根拠のないようなところでやったんじゃないでしょうか……。

○江守政府委員 我、少し言い過ぎたのかもしれない。おそろくその当時、実際問題としてはお互いの話し合いで、契約で借り上げ、あるいは買

い上げたことだろうと思えます。

○受田委員 契約と言われども、何か強制借り上げのようなことになって——もちろん契約が一応成立して、貸借契約というものが形の上ではできていると思えますが、それには、何かの形でそういうことをやる基礎になる、当時の軍の命令が何かあったんじゃないですか。

○江守政府委員 一般的には、もちろん軍が国内全体の利用としてある計画を立てて、こういう土地は軍の利用に資したいという基本的な御方針があったと思えます。ところが、現実に出先で具体的に土地を借り上げたという当事者たちの仕事のしかたは、相手方とお話し合いをして借り上げたということですが、ただその背景が、あの当時のことでございまして、契約であるけれども、非常に強い心理的の圧迫があったことは想像されま

○受田委員 それはもちろん形は貸借契約が成り立たんければ地代を払うような筋もないわけですから、それはそういうことになっておると思うのです。ところが、貸借契約書というものはなかったわけですね。全然ないのです。

○江守政府委員 契約書はござい

たわけですね。全然ないのです。

○江守政府委員 契約書はござい

○受田委員 契約書のないところが、相当やはりあるのです。だから、それは現に地料を払っておれば、貸借契約を書類の上でかわしたと同じじゃないかという実質的效果をねらっているわけですから、問題はそこなんです。

○受田委員 局長さんの御答弁で、方向がはっきりしてきたようです。可能なところについては適当な価格で買い上げ、あるいは土地交換の方法で原所有者に報いる、こういう御方針であると了解していいですね。

大臣、この問題について、現に政府が何ら措置

るという方向をとるならば、家が古くなってこれをまたつくりかえるというようなことをさせないような方法をとって、いま強制借り上げをしたところは全然更新をしない、そして漸次これを返していくという方法をとる、これが一つ、もう一つは、適当な価格で買い上げてやる。いまのような基準の高いものでなくて、通常の価格で話し合いのつくところで買い上げてあげるといふ方式、この方式も採用するべきじゃないかと思うのです。いかがでございましょう。

○江守政府委員 現状を変更いたします場合には、たとえばうちがこれだけかから新しいうちを建てるといふような場合には、もちろん地主の方と御相談をして、地主の方が御承諾なされれば建

○受田委員 適当な価格で買い上げる方法も考えるということですか。

○江守政府委員 そういうことも当然考えなければならぬ問題でござい

○受田委員 大臣、非常に前向きのお答えを願っ

たわけですね。全然ないのです。

○江守政府委員 契約書はござい

○受田委員 契約書のないところが、相当やはりあるのです。だから、それは現に地料を払っておれば、貸借契約を書類の上でかわしたと同じじゃないかという実質的效果をねらっているわけですから、問題はそこなんです。

○受田委員 局長さんの御答弁で、方向がはっきりしてきたようです。可能なところについては適当な価格で買い上げ、あるいは土地交換の方法で原所有者に報いる、こういう御方針であると了解していいですね。

大臣、この問題について、現に政府が何ら措置

るという方向をとるならば、家が古くなってこれをまたつくりかえるというようなことをさせないような方法をとって、いま強制借り上げをしたところは全然更新をしない、そして漸次これを返していくという方法をとる、これが一つ、もう一つは、適当な価格で買い上げてやる。いまのような基準の高いものでなくて、通常の価格で話し合いのつくところで買い上げてあげるといふ方式、この方式も採用するべきじゃないかと思うのです。いかがでございましょう。

○江守政府委員 現状を変更いたします場合には、たとえばうちがこれだけかから新しいうちを建てるといふような場合には、もちろん地主の方と御相談をして、地主の方が御承諾なされれば建

○受田委員 適当な価格で買い上げる方法も考えるということですか。

○江守政府委員 そういうことも当然考えなければならぬ問題でござい

○受田委員 大臣、非常に前向きのお答えを願っ

たわけですね。全然ないのです。

○江守政府委員 契約書はござい

○受田委員 契約書のないところが、相当やはりあるのです。だから、それは現に地料を払っておれば、貸借契約を書類の上でかわしたと同じじゃないかという実質的效果をねらっているわけですから、問題はそこなんです。

○受田委員 局長さんの御答弁で、方向がはっきりしてきたようです。可能なところについては適当な価格で買い上げ、あるいは土地交換の方法で原所有者に報いる、こういう御方針であると了解していいですね。

大臣、この問題について、現に政府が何ら措置

るという方向をとるならば、家が古くなってこれをまたつくりかえるというようなことをさせないような方法をとって、いま強制借り上げをしたところは全然更新をしない、そして漸次これを返していくという方法をとる、これが一つ、もう一つは、適当な価格で買い上げてやる。いまのような基準の高いものでなくて、通常の価格で話し合いのつくところで買い上げてあげるといふ方式、この方式も採用するべきじゃないかと思うのです。いかがでございましょう。

○江守政府委員 現状を変更いたします場合には、たとえばうちがこれだけかから新しいうちを建てるといふような場合には、もちろん地主の方と御相談をして、地主の方が御承諾なされれば建

○受田委員 適当な価格で買い上げる方法も考えるということですか。

○江守政府委員 そういうことも当然考えなければならぬ問題でござい

○受田委員 大臣、非常に前向きのお答えを願っ

大だと思ひます。いまお説のように、建物も、二十年も前につくったのですから、しかもあの当時です。急造バラックみたいなものですから、耐用年数を過ぎている。これを補修するということではなくして、これは適宜取り去つて原所有者に返還するような措置をとるか、あるいは法外な金額要求でなくて、一応正常だと思はれるような妥協性を持った価格で、話し合ひでこれを買ひ上げていく。かえ地があればかえ地を与えてあげるとか、こういう方向で前向きで前進する。それについて訴訟事件などがたがた騒がないで、そういう問題については政府みずから乗り出して、この現地の問題は解決するという方針でやつてい

ただけるかどうか。土地の所有権などというのは、やはり農耕などを営んでいる人が多いですから、非常に土地に愛着を感じているわけなんです。私のいまお尋ねしたことについて、もう一度大臣から積極的な御意思を表明していただければ……。

○田中 國務大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、國民と國との間にトラブルがあるということ、政治の姿勢としても好ましいことではありません。そういう意味で、払い下げるものは払い下げる、買ひ上げるものは買ひ上げる。しかし、現実問題に對しましては、どうせ上物があつて返せないのだから、倍くらいに要求する、こういうような立場をとつては、これは話がつかぬわけでありまして、國と地主と地方公共団体というものが早急に事を片づけてしまふ、こういう考え方でやるべきだと思います。また、そのように行政指導もしてまいりたいと思ひます。

○受田委員 それでは國有財産局長さん、大臣のいまの御意思、局長さんの御意思、私は非常に前向きであることを喜ぶのですが、現地の財務局などというものは、これはもう法律の基礎もなければ、われわれにはそういう手だてをする権利もないのだというところで逃げ腰の傾向があるわけですね。いまお二人で御答弁され、責任者として大臣から言明された線に沿うて、現地で話し合ひで、買ひ上げか、土地交換か、あるいは返還か、いず

れかのできるだけすみやかな機会に処理する、こういう方針で現地指導をしていただきたいと思ひますが、よろしくごさいますね。

○江守政府委員 そういう方針で現地指導をしてまいりたいと思ひますが、さしあたりの問題といひまして、たとえば買ひ上げるというような措置は、財務局長はとり得ないところでございす。これはやはり予算的な問題もございすので、こういう方針を大蔵省全体としてきめましたならば、来年度の予算に計上してそれを実行するというところでございすが、それ以外の問題につきましては、大臣のお話のように、極力前向きの姿勢で解決してまいりたいと思ひます。

ただ、私一つ補足させていただきたいと思ひますのは、絶対裁判ではやらないということにはならない問題がございす。それは借り上げた場合には、國が借りた土地でございすから、そういう土地について裁判までしてどうこうというのは、國としても非常に横暴な話でございす。これはできるだけそんなことのないようにやりたいと思ひますが、軍が買った土地がございまして、これは、軍は買ったというけれども、地主のほうはおれは売った覚えがない、金ももらつてないというような土地があるわけでございす。これらはもちろん登記でもしてございしましたらばはつきりいたしますが、登記もしてない。それから金を払つたのやら払つてないのやらわからぬというものがあつたわけでありまして、これらについても、明らかに國が金を払つていないというやうなものにつきましては、私も漸次返すということをやつておりますが、どうもこれは裁判で争わなければつきりしないという問題については、私も返すということをしますために、裁判上そういった点を明らかにしてもらいませんとできないというやうな問題がございす。そういうものについては、國の立場として、裁判でそういう点の明らかにしてもらわぬ限りは、どうも行政上の判断だけでは返せないやうな問題もあるということをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○受田委員 そうしますと、個々の問題については、原則外の問題として―――原則は先ほどから申された線で処理する。それで方針がそういうふうになるだけ前向きにきめられて、それによつて予算編成をして、漸次これを処理していく。こういう方針でよろしくございすか、大臣。

○田中 國務大臣 先ほど申し上げましたとおり、返すものは返す、また返せないものは買ひ上げる、こういう原則でまいりますという基本的な態度を申し上げておるわけでございす。そうして例外的なものは、これはもう裁判をしなければならぬというものもございす。ただ、あえて事をかまえないで、何でもかんでもみんな裁判ににする引っぱつておればいいのだというやうなことは、政府みずからはやりません。前向きで解決をしてまいります、こういうお答えをしておきます。財政上の制約もございすが、もちろんその方針に沿つて、予算上の措置も必要であればしなければならぬ。これは当然のことでありまして。

○受田委員 予算上の措置は必要なんです。必要であるからこれを提唱しているの、必要でなければこれは解決しない問題です。だから、適当な予算措置をとつて漸次これを買ひ上げていく。裁判問題なども、例外的な裁判などは別として、普通原則として、土地を返還してくれというやうな裁判にこれを持ち込むことは、適当でないと思ひます。土地の返還要求訴訟などというのは、私は好ましい姿ではないと思ひますから、裁判などというものでなくして、政府が指導してこれを片づけていただきたい。これは戦後の大蔵省のやつかいな処理問題であるが、ひとつ前向きで御処理願いたいというのを最後に要望しておきます。よろしくございすね。

○田中 國務大臣 はい。

○受田委員 それでは質問を終わります。

○河本委員長 次会は、来たる十三日、火曜日、午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

昭和四十年四月十五日印刷

昭和四十年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局